

予算特別委員会記録

とき 令和8年3月10日

国分寺市議会

予 算 特 別 委 員 会

令和8年3月10日（火）

○ 出 席 委 員

委 員 長

中 山 ご う

副 委 員 長

森 田 たかし

委 員

高 野 ふみお

脇 村 たいき

対 馬 ふみあき

寺 嶋 たけし

小 坂 まさ代

松 岡 ま り

高 瀬 かおる

鳥 居 あかね

だ て 淳一郎

星 いつろう

はせべ 豊 子

皆 川 りうこ

久 保 けいこ

はぎの 英 輔

木 島 たかし

○ 欠 席 委 員

委 員

田 中 政 義

新 海 栄 一

○ 審 査 事 項

1 議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算

午前 9 時 34 分開会

○中山委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

◇

○中山委員長 引き続き、**議案第 1 号 令和 8 年度国分寺市一般会計予算**を議題といたします。

冒頭、田中委員及び新海委員より、体調不良のため終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。よろしいですか。

本日は昨日に引き続き、款 3、民生費、項 1、社会福祉費、160、161 ページから進めたいと思います。
では、御質疑ある方、挙手にてお願いいたします。

○皆川委員 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

161 ページの高齢者地域支援に要する経費の一番下あたりなのですが、負担金補助及び交付金のところ
です。

2 つ、研修支援ということでの補助金が計上されております。こちら特に個別説明票にはなかったの
でお聞きします。また、事務報告書にも、令和 6 年度なんです、この研修を受けた人数、補助実績が掲載
されているのは承知しております。まず、現状、この研修を受けられて、今、定着率を含めてどうなっ
ているのか、お聞きしたいのと、令和 8 年度に向けては何人くらいを予定して、この予算を計上されたのか、
その点、お聞かせください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

個別説明票ですと通し番号 53 番、事務事業番号 0123000 の 18、負担金補助及び交付金のところに載せて
いるものでございます。介護未経験者研修費用補助金の交付上限額の引上げに伴う増額ということで、来
年度の予算で増額しております。

こちらは 1 人当たりの補助額の引上げをしているということと、予算上には表れませんが、要件の
緩和をしております。緩和に伴って、こちらの申請人数も増えることを予定しております、10 名分を見
込んでおります。令和 6 年度から、こちらの要件としましては、3 か月、国分寺市内の事業所に勤めるこ
とが要件となっておりますが、その後につきましても、後追いといいますか、そのまま引き続き市内の事
業所に勤めているかどうかということを確認してはどうかというような御意見を伺っておりますので、令
和 6 年度の申請分よりその確認をしております。全員について確認はできていないところではあるん
ですが、令和 6 年度は 7 人が申請され、そのうち 1 年以上継続して勤務しているのは 4 人ということを確認
しております。

○皆川委員 個別説明票には人数とか細かい数字の部分はなかったので、お聞きしたかったということ
です。

それで、要件緩和ということと上限の引上げということなんです、具体的に上限の引上げは、これま
で幾らで、上がった金額は幾らなのか、その点はいかがですか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 これまで※6 万 5,000 円だったものを 8 万円に上限を上げ
ているということ、要件につきましては、常勤ではない非常勤の方についての※90 日以上の勤務という
ようなものがあつたんですけども、そちらについて緩和しまして、何日以上ということではなく、3 か月
継続して勤務しているということを要件にしました。（※次ページに訂正発言あり）

○皆川委員 分かりました。これは本当に、まさに介護人材が今、不足ということで、確保、また定着す
るために、このような制度を設けております。

数年前にもこの件を質疑いたしましたして、その後の、その方がちゃんと定着してらっしゃるのかどうか、せっかく補助金を頂いて、仕事につなげたということでは、市としても人材を確保する意味で、定着していただきたいので、後追いをしてはどうですかということも申し上げたことがあります。

もちろんつぶさには、後追いでできないこともありますし、一人一人の御事情も違いますので、今の現状に関しては承知いたしました。

今回緩和したことによって、人数も増やしたということですが、とはいえ定着していただきたいなと思っております。

この件に関しまして、周知といたしますか、PRといたしますか、こういう制度があるよということでは、どのような周知をされているのか、その点、お聞かせください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 すいません。その前に、先ほどの私の発言について、訂正をお願いいたします。6万5,000円と申し上げましたが6万6,000円の誤りで、また、90日と申し上げましたが、90時間の誤りです。大変申し訳ございませんでした。

○中山委員長 訂正を認めます。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 周知についてでございますけども、担い手研修という生活支援隊、介護予防応援隊の養成講座の中で、この研修についても御紹介することや、各事業所へ周知しているところではございます。また来年度も、さらに周知方法を広げていきまして、皆さんに届くようにというふうに考えております。

○皆川委員 分かりました。今、課長がおっしゃった生活支援隊、介護予防のところについて、次のページでお聞きしようと思っていたんですけど、いろんなところで周知はされてるというのは承知した上で、さらなるということで申し上げました。

もちろん、そういう研修の場もそうですし、施設等も、今、様々なツールで周知はしていただきたいと思いますし、併せて地域で、地域の活動、自治会やら、いろいろあるわけですが、老人会、私も所属してるんですが、そういう介護と直接は直結しないけれども、市民の皆さんの場というものはたくさんあります。もちろん公民館であったり地域センターというところもあります。そういう部分でも、知っていただくということ、そういう点での周知も必要ではないかと思いますが、次のページに関連することがありますので、その点だけお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 皆川委員から御提案いただきましたとおり、いろんな場面で周知することは大変大切かと思います。特にシニア世代、少し時間ができた世代の方々への呼びかけというのは大変大切だと考えておりますので、今後、周知方法を検討してまいりたいと考えます。

○高瀬委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。今、皆川委員と同じところでお聞きしたいと思っております。

令和6年度については、この事業は7件の申請があったということで御報告もありましたし、事務報告書にも出ていますが、令和7年度についての今の段階で補助した件数が分かれば教えていただけますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今年度、今のところの件数につきましては4件の申請があるところです。

○高瀬委員 今年度も、もうそろそろ終わりになりますが、まだ増える見込みというのはあるんでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 例年、年度末の申請もございますので、まだ増えることもあるかと思います。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

令和8年度は10件ということで、先ほどの皆川委員との質疑の中からも、周知もしっかりやっていきますということで理解はさせていただきました。

この補助制度の周知と併せて、介護の仕事のやりがいだったり魅力だったりというのも併せてお知らせしていくようなことが必要かと思うんですけれども、その点については考えはございますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今年度につきましては、この研修に絡めてですけども、ヘルパーについて、ぶんぶんチャンネルを通して情報の発信を行って、事業所の方々から、その魅力を語っていただくというような動画を作成して放映とかしております。

そのほかにも、いろんな周知の方法を考えまして、ヘルパー不足ということがありますので、魅力について発信していきたいと考えております。

○高瀬委員 ぜひ、併せてお願いしたいと思います。

今、ぶんぶんチャンネルのことがあったんですけれども、私も今、ぶんぶんチャンネルについてお話ししたいなと実は思っていました。見ました。すごくよかったなと思っています。

3名の方が、サービス提供責任者っておっしゃってましたけども、ヘルパーの経験もあり、そしてMCをお笑い芸人の方がやっていたらして、すごく盛り上がりがあって、ヘルパーってすごく楽しいんだな、人の役に立つんだなという感じが受け取られるようなものになっていたかと思っています。せっかくこのようなものを作成されていて、しかも、ぶんぶんチャンネル、これで一旦休止ということもありますけども、ぜひこのようなものを活用しながら、多くの方にも見ていただけたらいいのではないかなと。周知の一つに、さらに活用ができるのではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 できるだけ多くの世代の方に、多くの方に見ていただけるよう、また様々な、こういったぶんぶんチャンネルに限らず、動画などを活用して周知していきたいと考えます。

○高瀬委員 せっかく作られてますし、まだまだ見てる方は少ないのではないかなと思いますので、活用していただきたいですし、その中で言われていたのが、実際にヘルパーをやっている方たちが、親の介護を経験してヘルパーになったという方だったり、何か人の役に立ちたいということでやっている方が発言をされていました。とても自分のためにもなるんだというアピールがすごくあったので、ぜひその辺はお伝えいただき、御自分の御家族の介護を経験した方たちにも届くようなことをお願いできたらいいのかなと思いました。

今回、この出演された方はサービス提供責任者の方なんですけども、そういった中で、今後について、何かヘルパーの不足を解消するような取組だったりとか、現場の御意見等はお聞きされていますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 現場の意見などにつきましては、サービス提供責任者の連絡会の中でお伺いすること、また計画策定に向けて、今、アンケートを行っていますので、そちらに御協力いただくときに、市の制度だけでなく、国にも声を上げるためにも、まず状況の把握が必要ですので、声を上げてほしいということをお伝えした上で、アンケート調査をお願いしているところでございます。これからそういった情報が集まってくるかと思いますが、その中で把握していきたいと考えております。

○高瀬委員　　今、介護の人材が足りないというのが全国的な大きな問題になっていますし、これから高齢の方が増えていく中では、高齢者だけの問題ではなく、そこを支える全ての人にも関わることで、ちょうど国のほうも、また改正の時期に入ってきますから、ぜひとも声を上げていけるように、現場の声をたくさん拾っていただきたいと思います。そこは要望しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中山委員長　　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　　では、進みまして、162、163ページ。

○はぎの委員　　よろしくお願いいたします。私は認知症施策に要する経費のところで何点か確認をさせていただきたいと思います。

ここの委託料というところで、いよいよ認知症施策の推進ということで、認知症検診の事業をスタートしていくということで、大変期待しているところであります。早期診断・早期支援ということで非常に重要な取組だと認識しております。

それで、まずは今回の開始時期と対象年齢、あと費用負担があるかどうか、この3点を確認させてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　　認知症検診につきましては、国分寺市医師会の実行委員会と一緒に検討しているところでございます。

開始時期につきましては秋頃、9月頃から実施できるようにというふうに検討しております。

対象の年齢につきましては、原則として70歳以上の方なんですが、勧奨通知を70歳の方と75歳の方にお送りする予定でおります。

費用負担につきましてはですが、認知症検診は無料で、本人の負担はありません。

○はぎの委員　　ありがとうございます。費用負担なく、無料でということで、実際、市のほうから投げかけていただく勧奨通知は70歳の方と75歳の方ということであります。

そうしますと、これ対象人数とかって、年度が切り替わって、またちょっと数字が変わるかもしれませんが、大体どのぐらいの方が対象になるんでしょうか。もし分かれば教えてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　　直近のものですが、70歳の方につきましては、現在のところ1,161人、75歳の方が1,275人ということで、そのように想定しております。

○はぎの委員　　分かりました。それぞれ1,000人以上の方が対象になっているということで、またちょっと年度が替わって、御年齢のずれはあるかと思いますが、おおその対象者数は分かりました。ありがとうございます。

実際に、この勧奨通知を受けて、検診を受けられる方のところで、実際、ただの御案内ではなく、受診券という形で届くのか、それともそういうものが始まりましたという形なのか、もし決まっていれば、その辺の細かい部分になっちゃいますけれども、そこも確認させてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　　70歳、75歳の方につきましては、受診票をお届けする予定でございます。それが届きましたら申込みをしていただくというような形を取る予定でございます。

○はぎの委員　　分かりました。ありがとうございます。

私も、そこは、もしそうではなかったら要望したいなと思っていたんですけども、もう既にそういった準備していただいているということで確認できました。ありがとうございます。

今回、この市内の検診実施体制といいますか、実施場所なんですけれども、先ほど国分寺市医師会との連携でということでしたけれども、認知症のサポート医に登録していただいている医療機関が中心になるのか、またちょっと別の形になるのか、こういった形で決まっていくのか、そこも確認させてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　基本的には認知症疾患医療センターが中心になるんですけど、かかりつけ医でもできるよう、この検査方法ですね、都の補助金も活用するんですけど、その検査ができる医療機関の中で引き受けてくださるところで、今、検討を行っているところです。

○はぎの委員　分かりました。検討中ということなので、まだ数とかは、当然、確定していないと。うなづかれておりますので、どこかのタイミングで出てくるのかなと思います。

どうしても対象年齢の方が高齢ということもありますし、また御心配で受診されるということは、あまり遠いと、やっぱりやめとこうかなみたいなところがあるので、できるだけ多くの機関に御協力をいただくのが望ましいなと思ってますので、市のほうからも、ぜひ、どこまでお声掛けができるのか分かりませんけれども、ぜひ医師会としっかりと連携を取っていただきながら進めていただきたいというふうに思います。

それで、最後になりますけれども、この検診の実際の内容なんですけれども、どこまでやっていただけるのかというところで、問診とか、簡単な認知症機能テスト、いわゆる長谷川式みたいなところを想定しているのか、さらにもう一步踏み込んだようなところになるのか、その辺はいかがでしょうか。確認させてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　こちら検査方法については、今、はぎの委員がおっしゃったような長谷川式や、MMSEや、その他知見が確立されたもので、地区医師会と協議を経た検査方法で実施を行う予定であります。

軽度認知障害にも対応しているようなMOCAJというの、医師会から御提案がありまして、今、協議を進めているところでございます。

○はぎの委員　分かりました。様々、細かいところまで御答弁いただきまして、ありがとうございます。

認知症の検査ではありませんけれども、あたまの健康チェック事業も、本当に多くの方から、すごくよかったということで、私にもお声が届いておりますし、特にあのパンフレットも非常に分かりやすくてよかったというお声ありましたので、先ほどの70歳と75歳の勧奨通知が送られない方以外の、郵送勧奨がない方以外に対しても、ぜひ、あたまの健康チェック事業で作成いただいたような分かりやすいチラシ等も御用意いただいて、ぜひ進めていただきたいと思いますので、引き続き御尽力、どうぞよろしくお願いいたします。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○はせべ委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。私も認知症施策に要する経費のところでお伺いしたいと思います。

私のほうは委託費のところ、認知症カフェ業務委託料というところで、今年度も昨年度も、何年かやっているというのは承知してまして、決算特別委員会のとき、今のはぎの委員の御質疑もあったことも承知しているところなんですけれども、実施しているところは2か所というところで、次年度も同じかどうかというところは同じでしょうかね。うなづかれていますので、ありがとうございます。

それで、今回聞きたいのは、民間とか市民団体、私も1か所、サンライトのほうは以前に参加したこと

があって、本当に専門的な相談も、いろいろアドバイスいただけたり、体操で体を動かしたりというようなこともしてくださったりということで、できるだけ本当に気兼ねなく参加できるといいんだろうなと思いつながら体験をした経験がありますけれども、そうではなくて、民間で、居場所的にやっていて、認知症の方という限定はしなくても、そういうところで交流してということで、その中に認知症の不安がある方とか認知症の方も御家族と一緒に参加しているというようなことの状況を把握していることがありましたら、まずは教えてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　市で委託しているところのほかにも、民間での認知症カフェが実施されていることや、チームオレンジということで活動されているというような状況を把握しております。

今、認知症地域支援推進員と一緒に、そういった認知症カフェなどが分かるようなマップを作成している途中でございまして、認知症カフェや、そういった認知症に係る活動をしているところが、市内のどこで活動しているかということを見える化することによって、さらに皆さんが行きやすいような状況をつくらうということで、今、進めているところでございます。

○はせば委員　ありがとうございます。

次の質疑で、そういったものが分かるように見える化するものはどうですかというふうに質疑しようと思っていたところですが、そういうことで、今、準備をしてくださっているというのは、本当に市民にとって、どこに行ったらそういうところが分かるのかというところで本当に大事なツールかと思えますので、それはいつぐらいをめどに作成されるのでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　4月にはホームページなどにアップできるような形で準備を進めております。

○はせば委員　ありがとうございます。では、4月になって確認していきたいと思います。

私のところでも、地域でそういう集まりをしているのよ、来てちょうだい、なんて言われることもあったりするので、そういう本当に身近な地域に、そんな大きな場所でもなくてもいいので、たくさんあるといいなというふうに思ってます。今後のそういった場合の開催についての御相談は、市のほうには届いたりしているのでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　地域包括支援センターを通して届いていることもありますので、地域包括支援センターのほうで支援しながら、引き続きできるだけ多くのところで活動ができるように支援してまいりたいと思います。

○はせば委員　ありがとうございます。では、地域包括支援センターと一緒に協力して進めていただきたいと思います。

もう1点は、この中には書いてなくて、要望の事業という形で発言させていただきたいんですけども、先月の2月28日、認知症施策推進協議会を傍聴させていただいたときの御意見で、認知症のヘルプマークについて、委員の方からの御意見があったかと思えます。私も調べさせていただいて、愛知県春日井市とか大府市で実施をしていて、厚生労働省も同じ形ではないけど、そういったヘルプマークといったものもあるんですけども、当市としての検討状況があるのかなということと、できたら、認知症の御本人がヘルプマークをつけるというのは抵抗があるのかもしれないですけども、私も近所で朝に、認知症なんだけど、場所が分からなくなってしまって、どこに行けばいいのと尋ねられたことがあって、それは見た感じ、そこまで高齢の方でなかったもので、ちょっと驚いたというところもありました。本当に、高齢に

なって、私もそうですけど、先々、ある程度の方が認知症の症状が出るわけですけども、それでも安心して地域で暮らしていけるというところでは、いろんな施策の中で、市民の方にも理解してもらえるような施策としては、ヘルプマークはいい取組だなと思っていますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　認知症のヘルプマークについて御意見が推進会議の中で出ましたが、今後、推進会議で、こういった形がいいのかというのは、より効果的なもので考えていく必要があるかと思います。

認知症の方がどこか分からなくなっていて行動しているときに、広範囲で行動するというのもございまして、市内だけでのマークですと、隣の市や遠くまで行っていたときに分からないということも想定されますので、こういった形が皆さんにとっていいかというのを、施策の推進会議のほうではいろんな立場の方がいらっしゃいますので、御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○はせば委員　ありがとうございます。本当に検討することが第一歩だと思いますので、どうぞしっかりと皆さんと検討して、実施につなげていただきたいと思います。

○中山委員長　ほかに。

○久保委員　よろしく願いいたします。はいかい探索サービス委託料の部分で伺います。

認知症の人を支える、また御家族、高齢者等家族支援サービスというところで、高齢者に限らずですけども、はいかいをされる認知症の方に、探索機、GPSというところが、今現在、市でやっている事業だと思っています。利用者は、令和6年の事務報告書では222ページに、令和7年の3月31日で利用者は21名ということになっておりますが、これはやはりこの利用者の方から申請をして初めて始まるというか、GPSを貸与してもらえる制度で、この制度で、今、こういったお声が上がっているのか、何かありましたら教えていただけますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　大体、御家族の方から申請をいただいて、承認をするという形を取っております。

今現在の利用者数が23名です。

直接、特に大きな声は届いてはいないんですけども、実際に、どこか行ってしまうたり、行方不明になったときだけではなく、ネット上で検索をして確認ができるというところで安心できるようなものとなっているというふうに伝わっております。

○久保委員　ありがとうございます。地域包括支援センターの方も、いろいろと、地域で認知症でいらっしゃる方を、もちろんしっかりと把握をしていただいていることと思います。御家族の方に対して、このはいかいのGPSがあるという状況は十分に周知がされている予定でしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　この制度につきましては周知はしているところですけども、さらに広報活動、周知をしていきたいと思います。

○久保委員　ありがとうございます。実は御存じない方がいらっしゃるようであるというところと、もちろんGPSを、とにかく本人に持たせておかなければいけない、こっそりでも何でも持たせておかなければいけないというところで、若干ハードルがあるというふうに聞いております。

先般、行方不明になられた方を、その方は若年性認知症の方ではあるんですけども、一緒に警察に迎えに行くというようなことがあり、何とかして、そういった不安から御家族、また、その方はほかに家族がいるわけではないので、別々の家族の方が駆けつけるというような状況下もありましたので、今後、このことに関して、少しでも御家族の方の不安が少なくなっていくように、何とかしていきたいというふう

に思っているところでございます。

この委託の部分に関しましては、しっかりと御家族の方から、心配がない状況から突然心配のある状況に変わるということもあるので、いい意味で強く周知をしていただいて、しっかりと事故につながらないように、一段と、そういった意味で、はいかいに関する行方不明というところが減っていくように、どうか御努力をお願いしたいと思いますが、その点でお願いいたします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　　これまで以上にこの制度の周知をしていきまして、御家族の方の不安がないようにしていきたいと思います。

○久保委員　　ありがとうございます。

あともう一点は、先ほどはぎの委員からお話がありました、この認知症検診なんですけれども、これは意見にとどめさせていただきますが、認知症検診というストレートな名前から、少し和らいだ名前にして、検診が皆さんに受け入れていただけたらというふうにすごく思っております。折々に、高齢者の方とお話をすると、物忘れに関しては非常に自分が不安をお持ちであるということは、よく伺いをするんですけれども、やはり認知症とストレートに言われると、そうではないという自分自身の気持ちがふつつつと湧くというようなお声もありますので、和らいだ名前の検診名が、秋までに何かあればというふうに思っておりますので、御答弁いただけますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　　これまでも医師会との協議の中で、そういった議論がございました。和らいだ名前ということも考えられたんですけども、分かりにくくなってしまうというところと、正しく新しい認知症観を理解促進するということも含めまして、認知症検診としてはどうかということで、医師会との実行委員会の中で決めたところもありますので、ただ御意見があったことについてはお伝えしていきたいと思います。

○久保委員　　それは承知をいたしました。ほかの自治体では、認知症と本当にぎりぎりなところなんですけれども、ノーマルな名前では、物忘れ検診というような名前の自治体もところどころにあらうかというふうに思っています。私自身の経験上もそうなんですけど、父をそこに連れていくに当たって、物忘れ外来だったから行きやすかったというのが家族の思いで、大分昔の話ですけど、そういう思いもあらうかというふうに思っていますので、その点を踏まえて、意見だけ申し上げます。

○中山委員長　　そのほか質疑のある方。

○皆川委員　　163ページです。私は地域介護予防活動支援事業に要する経費のところでお聞きしたいと思います。

前のページでも、介護人材の確保ということで、市として補助金を支出して、研修制度を設けております。こちらの介護予防のほうは、ヘルパーまではいかないけれども、補助的に、まさに介護現場でヘルプしてくれる支援隊ですね。そういう方を養成しようという研修です。

実は私も、2月13日と16日の2日間、研修を受けさせていただきました。非常に勉強にもなりまして、学術・学問的にもそうですし、対人援助のポイントということで、ロールプレイなり、実践的にも現場で活用できる、そしてまた現場の方のお話もお聞きできました。

先ほど高瀬委員がぶんぶんチャンネルのお話をされましたが、私も視聴いたしました。出演してる方も、お笑い芸人の方もいましたし、出演している方自体も、非常に分かりやすい方だなと思います。

それでこれは予定人数よりも増えたということで、また、併せて個別説明票では、ボランティア事業の人件費が増加したということも書いてあるんですが、事務報告書では、令和6年度の場合は、ポイント還

金人数が50人で、交付金額が10万7,700円とありますが、令和8年度の予定は、人数とその金額について、どのように見込んで計上されたのか、その点お聞きしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 皆川委員がお受けいただいた研修につきましては、165ページの生活支援体制整備に要する経費のところに含まれる研修でございます。

こちらの地域介護予防活動支援事業に要する経費の部分につきましては、介護支援ボランティアの取組のほうでございます。こちらにつきましては、今、件数、参加者数や実際の実施件数が増えているということもありまして、社会福祉協議会に委託をして、この事務を行っていただいているんですけども、件数などが増えているということで、人員の増が必要ということで、増額しているところでございます。

ボランティアのポイントについても増加の見込みでございます。

○皆川委員 すみません。事前にお聞きしていたつもりだったのが、大いなる勘違いだったですね。

改めて、この地域介護予防活動支援事業に関しては、個別説明票にもありますように、そのポイントの部分、具体的な人数と見込み、金額も含めて、その辺の予算計上の根拠についてお伺いします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 すみません。正確な答弁をするために、確認に時間をいただければと思います。

○皆川委員 そんなに難しくお聞きしようと思ってはないんですが、私、自分が受けた講座がここにもリンクするのかなと思ったわけですよ。この養成講座を受けた人が予防活動の施設に行ってボランティアするということも考えられるんじゃないかなと思って、相互にリンクする部分もあろうかなというふうに思ってます。予算上はもちろん別々なんですけれども、ページとしては次のページだから、それ以上は申し上げませんが、でも、少なくとも、この介護予防活動に関しては多くの方に参加していただきたいという御担当の、御担当だけではなく、市としての考え方があるということでの予算、もちろん、人件費の増加ということもあるわけなんですけれども、そしてまた社会福祉協議会に委託ということですが、これもさっきと同様に周知といいますか、市民の皆さんに知っていただくということは必要だと思いますが、その部分ではどのように取組されているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 まず、この介護支援ボランティアにつきましては、講演会などを行いまして、その中で、こちらの活動の魅力などを伝えることを行っております。

今後も講演会だけでなく、できるだけ活動をしていただけるように周知をしてまいりたいと考えております。

○皆川委員 分かりました。このページについての、この介護支援ボランティア委託事業ということでは一定理解いたしました。また次のページとも私はリンクするのではないかと思いますので、こちらはこちらで後ほど質疑します。

このページで最後になりますが、先ほど認知症に係って多くの質疑がされている中で、かつては本当に痴呆とかぼけというような言い方だったんですが、認知症という表現に変わってきました。時代とともに表現も変わってくるものだと思います。

それであたまの健康チェックの話がありましたが、もし私が聞き漏らしていたら大変恐縮なんですけど、令和8年度もこれは実施していくということだと思いますが、かなり大がかりにやってらっしゃると思うんですが、同じような規模でなさるのかどうか、その点お聞かせください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 あたまの健康チェックにつきましては来年度も実施をする予定でございます。

開催の回数は少し縮小するところがありますが、時間帯のところとかも工夫をしまして、変更はありますが実施していく予定です。

○皆川委員 分かりました。私も本多公民館のほうで実施したんですが、本当、本多公民館全部というくらい貸切りの感じで、各部屋ごとに一人一人、そのサポートの方と面談といいますか、そういう形でやってきました。ですので、かなり大がかりだし、やはり多くの方に参加していただくことに意味があるかと思っています。

併せて、これはこれで実は衛生費とも関係あるんですが、こころの体温計のほうでも認知症の簡易チェックサイトというのがあります。あたまの健康チェックのところなどでも、こういうサイトもあるということをお紹介していくというのも必要ではないかと思います。その点の御見解だけいただいて終わります。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 認知症初期スクリーニングシステム「これって認知症？」とか、「わたしも認知症？」というサイトのことだと思うんですけども、これも併せまして、御意見いただきましたように、あたまの健康チェックの回答や、そういった関連のイベントの中でも周知してまいりたいと思います。

○中山委員長 ほかに、このページでありますか。

○高瀬委員 認知症施策に要する経費のところの認知症予防普及啓発事業委託料900万円についてお伺いしたいと思います。

令和7年度は科目が違って、事務事業番号0123750のところかと思っています。1,452万1,000円を計上していたところなんですけれども、この550万円近く減額にしているところの御説明をお願いしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 確認のために、お時間いただけたらと思います。

○中山委員長 それでは保留にいたします。

皆川委員の先ほどの質疑も保留でよろしいですね。

出るのであれば。では、保留にいたします。2件保留ですね。

そのほか、163ページで質疑ある方。

○森田副委員長 中山委員。

○中山委員 認知症施策に要する経費の高齢者補聴器購入費助成金のところでお聞きしたいと思います。

近隣自治体で多く取り組まれていて、国分寺市でもいよいよ始まるということで、一定評価しているところでもありますけれども、簡単に確認だけさせてください。補助を受けるに当たって、医療機関、あるいは補聴器の販売店は市内に限らないという理解でよろしいのでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 市内に限定しておりません。

○中山委員 分かりました。医療機関も販売店も市内に限定しないということで、予算額を見ると640万円ということなので、160人を見込んでの計上という理解ですね。

うなずかれていますので。承知しました。

最後に、1度この補助を受けた後、次に受けるまでに、例えば間が何年必要なのかとか、場合によっては1度限りみたいな自治体もあるというようなこともお聞きしてるんですけども、その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 5年を経過すれば、また申請できるというような形にあります。

○中山委員 分かりました。

まだ始まっていない制度で、7月を目安に開始されるということで、開始されれば、またいろいろ御意見等々寄せられるかなと思いますので、それでまた適時お聞きしたいと思いますし、他の自治体では、もう長くやっている自治体ですと、補助額がこの利用数にやっぱり影響してくるということは一定聞き及んでいますので、そういったところも含めて、また適切な場で求めていきたいと思います。

○中山委員長 ほかに163ページ、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、2件保留にいたしまして進みます。

164、165ページ。

○皆川委員 すいません。先ほど少し触れました生活支援隊、介護予防応援隊ということで生活支援体制整備に要する経費のところですか。これに関しましては事務報告書でも細かく示されてます。

今回、定員よりもかなり多くの人数が集まったということでしたが、最終的に何人だったのか、そしてまた、来年度もこういう研修、予定されていると思いますけれども、どのような体制で行う予定なのか、その点お聞かせください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今年度につきましては、多くのお問合せや申込みがございまして、最終的に受講された方が36名でございます。来年度も同様に実施を予定しておりまして、ただ周知の方法などにつきましては、またほかの方法で考えております。

○皆川委員 当日の資料の中に、先ほどちょっと勘違いして申し上げた介護支援ボランティアのチラシも入っております。それで社協の方もいらして、その後の研修、活動の場ということでは、いろんな事業者の方もいらっしゃったので、つながっていくことによって、介護の人材のまさに担い手不足が少しでも解消できればなというふうに思ってます。

私はやはりこういう事業が、もう長年、名称を替えて行われておりますので、ぜひ、様々改善もされながら、これまで行ってきたというのは承知しておりますけれども、令和8年度に向けても、しっかり周知、本当に令和6年度の人数に比べると10人以上多いので、周知の仕方がよかったのかもしれませんが、工夫することがあれば、取り組んでやっていただきたいという思いでお聞きしました。

これに関しては講師料ということで、本当にそんなに膨大な予算がかかるというものではないんだなというのは分かるんですけども、継続してやっていただきたいということは要望します。

あと一点だけ、実は、その上のところで、地域包括支援センター事業委託料が令和7年度と同額なんですけど、人件費とか上がらないのかな、大丈夫なのかなと、数字だけの比較なんですけど、その点、教えてください。令和7年度の予算書の数字なので、決算になると、また別かもしれませんが、その点を教えてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 大変申し訳ございません。もう一度、どこの部分の人件費をお願いします。

○皆川委員 地域包括支援センター運営に要する経費の地域包括支援センター事業委託料です。地域包括支援センター事業委託料が前年度と、予算ベースなんですけど、金額が同額でしたので、人件費のことを考えたときに同額で大丈夫かなという、その金額について教えてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 令和7年度に、ここの事務事業ではないんですけども、200万円、各センターで増額したところがありまして、その経過を見まして、さらに今後検討していくと

ころではあるんですけど、令和8年度については同額で計上させていただいております。

○皆川委員 実績ベースということにはなろうかと思います。まだ7年度の決算が出てませんので、そこはまだ今の段階では何とも言えないんですけども、ここには専門職の方、社会福祉士であったり、ケアマネジャーの方といったように、3職種、4職種の方がいらっしゃると思います。非常に担っていただく業務は多いということは承知しております。そういうところで、確かに前年度に200万円上がったっていうのはあるかもしれませんが、実績も踏まえての予算だったのか、ちょっと心配になったということでお聞きしました。

それではまた現場のお声も聞きながら、また社会情勢等々を勘案しながら、運用については進めていただきたいと思います。

○中山委員長 ほかにもこのページで質疑のある方。

○高瀬委員 地域包括支援センター運営に要する経費のところで伺いたいと思います。

委託料なんですけれども、高齢者の人口が増えていきますし、単身高齢者も増える中、この地域包括支援センターの業務というのは、ますます重要となりますし、また増えていくんだろうというふうにも考えています。

市の業務の在り方の、今回のこの予算特別委員会でも、様々な場面で言われておりますけれども、事務的なところで、可能であればデジタル化を進めていくと、その空いた分を、人と直接的に関わるような仕事にしっかりと充てていくというようなことが言われているところです。ここについては行政だけではなくて、介護の現場でも同じようなことが言えるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、まずその委託料なんですけども、委託料の3つ目のところで福祉施設間交換業務委託料というのがあるんですが、令和7年度より60万円ほど減額になっています。ここについて御説明いただきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらは地域包括支援センター間と市での紙などの文書の交換業務のところなんです。こちらは見積りによりまして減額になっている部分でございます。

○高瀬委員 地域包括支援センター同士と行政との間での、その課の情報の連絡の委託料ということだと思いますが、ここは具体的にはどのような形で行っているのか教えてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 各施設間、紙の文書を、毎朝、施設ごとにまとめたものを、それぞれ持っていただくというような交換業務でございます。

○高瀬委員 紙のものを自分の手で持って運んでいくという感じになりますか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 委託事業者のほうが市の窓口に取りに来て、各包括支援センターにお届けするというようなものです。逆に包括支援センターから市に持ってきてもらうというようなものです。

○高瀬委員 分かりました。

何でこういうことをお聞きしたかというのと、ある事業者の方から、ケアマネジャーの方ですけども、ケアプランを作成したものを、わざわざ事業所のほうにお持ちしているということがあるとお聞きしたので、確認をさせていただきました。

そうしますと、それは今は地域包括支援センターと行政の関係になりますけども、例えば、地域包括支援センターの中も、ケアプランを作ったりすると思うんですけども、そういったときに各サービス提供の事業者とのやりとりというのも紙でお渡しするということは、原則として、ルールとして決まってるとい

う認識でよろしいのでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 システムにより連携することを国は目指してはいますけども、現状のところは、紙で行っているところが多いところではございます。

○高瀬委員 分かりました。個人情報のことだったり、様々ないろんな条件があって、今まで紙でやりとりをしてきたんだなというふうには理解をしております。

それで、今後についてなんですけども、東京都のほうではケアプランデータ連携システムの導入ということに対して補助金をつけているということで情報がありました。ただ、今回、東京都のほうも予算を組んでおりますので、そこで通ったらということになるかと思うんですけれども、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所における業務負担軽減及び生産性の向上に向け、地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む市区町村を支援するということになっています。私はこれまで紙で流通してきていたことを一気にシステムに変えられるかといったら、事業所の方も小規模のところもあったり様々ですし、それに対応できるところとできないところ、もちろんあると思っていますので、まずは市としてもどういうことができるか調査をしていただき、情報提供をしていただきたいなと思っていますが、この辺はいかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 ケアプランデータ連携システムにつきましては、国のほうで、今、無料パスというか、キャンペーンのようなものを行っていて、今年の5月までに申込みを行うと、無料で1つのアカウントについて導入できるというようなものを行っております。これについて、市のほうからは、この期間にできるだけ導入するようにということで周知をしているところでございます。

また、地域包括支援センターにおきましても、このシステムを導入予定でございまして、できるだけ市としても、小規模の事業所につきましては導入が難しいところもあるかと思うんですけど、情報提供や支援を行ってまいりたいと考えております。

○高瀬委員 ありがとうございます。既に情報提供等をしていただいていることが分かりました。

一点確認させていただきたいんですけれども、この連携をしないと、事業者にとっては加算の要件を満たさないというような情報もあったりするんですけれども、その辺は何かお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 来年度行われる臨時の報酬の改定におきまして、追加で加算される部分について、このケアプランデータ連携システムを導入すると上乘せができるというような要件の一つとなっております。これについて、最近入ってきた情報でございますので、この部分につきましても周知をしてまいりたいと考えております。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

今日、ちょっと質疑をさせていただいたところなんですけども、いきなりすぐに導入ができない事業所もたくさんありますし、そこでまた加算が影響してくるということでは、本当に何か、何が何でもそこをやっていかなければいけないというようなやり方に見えてしまい、ちょっと厳しいところもあるなと思うんですけれども、介護の現場、本当に人と人が接するところにしっかりと時間を取っていくということが、今後、非常に大事になってくると思いますので、そういったケアプランだったりとか、あと事務的なものが少しでも簡潔にやっていけるなら、それは必要なのかなとも思うところです。それに当たっては、小規模のところを特に見ていただきたいと思います。費用の面も非常に厳しいだろうと思いますし、またその作業する人員も、なかなか皆さん、いろんなことを掛け持ちしながらやっているということがありますの

で、ぜひ見ていただきたいと思いますのですが、その点について、一言御答弁をお願いいたします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　小規模の事業所については、非常にこういった加算の事務が難しかったりとか、あとシステムの導入が難しいというところもあるかと思います。まず地域包括支援センターのほうでも、来年度の予算におきましては、1台パソコンを貸与するような形で予算を計上しておりまして、その中で、できる限りＩＣＴ化を図っていくというところを考えております。

まず、市の実施している中で、できるだけＩＣＴ化を進める中で、各事業所において、こういったことができるかということが分かってくる部分もあるかと思いますので、その点から、できるところから支援してまいりたいと考えます。

○高瀬委員　よろしく願いいたします。

ＩＣＴ化は、本当に進めるとはいっても、そこについていけない事業者があると、やはりその連携は紙でだったり、ほかの媒体でやる必要が出てくるかと思うので、地域でどのように対応していくかというのは重要なところかなと思っています。

東京都のほうが事務の支援をしっかりとしていくということだったり、小規模の事業者の横の連携をつくるというようなことも、どうも言っているようですので、その辺も注視していただきながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中山委員長　一定時間たちましたので、10分ほど休憩いたします。

午前10時34分休憩

午前10時46分再開

○中山委員長　委員会を再開いたします。

皆さんにお伝えしておきたいと思います。本日、民生費、215ページまでありますけど、少なくともここまでは終わりたいなというふうに思っていますので、質疑、答弁におかれましては、簡潔に、より一層御協力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日、東京大空襲の日になりますので、午前中は11時40分をめぐりに休憩に入りたいと思いますので、その点も御承知おきください。

では、164、165ページ、ほかに質疑ある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　では、ここで保留分について、答弁をお願いします。2点ですね。続けてお願いします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長　お時間いただきまして、ありがとうございます。

介護支援ボランティアについてですが、こちらは現在の登録者数が112名のところなんですけども、令和6年度の実績として、ポイント換金希望者が50名であったところから、登録者数が増えているところもありますので、令和8年度につきましては換金の見込みが100名ということで、マックスの5,000円で見込んでおります。換金合計として50万円で見込んでいますのでございます。

もう一点の認知症施策に要する経費の委託料の部分でございますが、昨年度は政策的経費で行って、昨年度というか令和7年度は行っていたところで、あたまの健康チェックを初めて開始したところではございますけども、今回、今年度の実施状況を踏まえまして、実施回数の減をしたところや、今年度作成しましたパンフレットやフラッグなど、来年度も活用できるところがございますので、その部分を減額したというものでございます。

○中山委員長 皆川委員はよろしいですか。

○高瀬委員 御説明いただきまして、ありがとうございました。

この事業の中で毎年講演会をやられていて、地域共生をどうするかというような前提の中で、認知症の方も、何も分からなくはなく、適切に対応ができれば、本当に生き生きと活動ができるんだということが分かるようなものをしていただいていたので、そこが減額になるというので非常に気にはなったところなんですけども、今、御説明いただきましたので、承知いたしました。またよろしく願いいたします。

○中山委員長 それではページを進めまして、166、167ページ。

○小坂委員 障害者相談事務に要する経費のところでお伺いしたいと思います。

資料第1号の27ページを見ますと、時間額会計年度任用職員が2名減、マイナス170万円で月額会計年度任用職員のほうが1名増で800万円の増額となっております。支援の拡充というふうに考えますが、今回の決断に至った経緯と令和8年度の相談体制について確認をさせてください。

○宮外障害福祉課長 こちらは主に相談支援係といいまして、精神保健相談に当たる部分、あとそれにまつわる申請等を受け付けるところについて、現在、窓口にお見えになれるお客様の増加、あとはそれに伴う事務量の増加というものが目立っておりまして、それに対して、人の配置を変更して、強化をしようということでございます。

○小坂委員 現状に対し、しっかり支援をとということで、時間額を減らして月額の方を増やしたというふうなことで理解をいたしました。

ここの部分で、あと一点、簡単にお聞きしたいのが、12の委託料のところなんですけれども、公共施設整備委託料というのがあります。これについて、内容を教えてください。

○宮外障害福祉課長 以前より、特に外見等から障害のあることが分かりにくい方、その方たちが駐車場を使用する際の表示を何か工夫できないだろうかということを依頼を受けておりました。以前に議会のほうでも何らかの答弁があったことを記憶しております。

ここににつきまして、現在、表示のマークが主に身体障害のマーク、車椅子のマークを示しているところ多いんですけれども、そこについて、内部障害ですとか、そのほかの思いやりを示すようなマークを含む看板を作成をしたいというふうに考えてございます。主に外で使うものですので、しっかりとした材質のもので作りたいと思い、委託という形にしております。

○小坂委員 当事者の方々からの御要望を受けて検討していただき、公共施設等に設置をされるものと思います。これからも現場の声、大切に吸い上げていただけたらと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、168、169ページ、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 170、171ページ。

○高野委員 住居入居等支援事業に要する経費について伺います。

ここ、居住支援という観点から非常に気になる家主謝礼とか家賃等補填金、補償金などの項目があるんですが、実際、金額を見るとあまり動いていないというか、これはどういうことになっているか、御説明をいただいてよろしいでしょうか。

○宮外障害福祉課長 ここ数年、こちらの事業について利用がないということで、最低限の額で見積りを

してございます。

○高野委員　こちらの事業の内容、何か高齢者と一緒になっているというふうにお伺いしたんですが、その辺は、事業内容が分かる資料は、ホームページにあったりとかしますでしょうか。

○宮外障害福祉課長　こちらについては国分寺市高齢者等住宅保証要綱が当市の例規になっております。併せて民間賃貸住宅あっせんについても、高齢者の方と同じ形で要綱が示されておりますので、こちらが根拠という形になります。

あとは、障害福祉の分野では、障害福祉ガイドブックの中でも、この2つの事業についてお載せしてございます。

○高野委員　前も質疑をしたことがある、市が保証人になりますよって、そのスキームの同じことですね。分かりました。理解いたしました。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○はぎの委員　日常生活用具給付等事業に要する経費というところになります。

代表質問でも触れさせていただいたんですけれども、災害による停電時に人工呼吸器の稼働を継続するための自家発電装置等を支給品目に追加していただけるということで、令和8年度施政方針のほうでも、市長のほうから表明していただきましたところであります。

それで、東京都の補助の対象にならない方も、今回、市のほうで独自にカバーしていただけるということで、大変に高く評価しているところなんですけれども、この自家発電装置等の等の中に、東京都の補助だと3種類あって、自家発電装置と、無停電電源装置と、あと蓄電池ということで、この3つの品目になっております。実際に、これと同じものを用意していただけるというような、そういうような考え方でよろしいのでしょうか。

○宮外障害福祉課長　今回の種目の追加につきましては、あくまでも東京都の制度を補完するものというふうに考えてございます。ですので、内容についても同じと考えております。

○はぎの委員　同じ内容ということで確認できました。ありがとうございます。

特に、どうしても、この自家発電装置の部分に関しては、正弦波インバーター発電機だと、もう二十数万円するものですし、一方、無停電電源装置のほうですと4万円とか5万円とか、かなり差があるところでしたので、また蓄電池のほうも含んでいるということなので、それぞれ選べる形ですし、金額もかなり差があったので気になるところでしたけれども、全く同じでそろえていただけるということで、ありがとうございます。確認できました。終わりたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○高瀬委員　簡単にお聞きしたいと思います。

理解促進研修・啓発事業に要する経費のところの障害者差別解消支援地域協議会の委員の謝礼ということで18万8,000円が計上されています。今年度、この協議会を設置しながら、合理的配慮というところで、事例の共有だったり発信を行っていくということなんですけれども、ホームページを見ますと、東京都の事例集なども掲載されていますが、市としては、この事例などの検討については、東京都とは別に、団体等に話を聞きながら進めるというような認識でよろしいでしょうか。

○宮外障害福祉課長　現在のところでも、東京都、国をはじめ、好事例集の発信というのはしているところでございます。

ただ、身近な地域の中でどのようなことが行われているか、もちろん個人情報には配慮した形で、皆さ

んにもっと身近な形で好事例について知っていただきたいということを考えております。

○高瀬委員 分かりました。ぜひ、そのように進めていただけたらいいなというふうに思います。

障害のある方にお聞きすると、なかなか自分の言葉で、これが差別だったりとか、これが大変だったとかいうことを表現するのが難しいというようなこともお聞きしておりますので、御家族だったり御本人にもちろんお聞きすることは必要なんですけども、そういったところの少し気を遣いながら進めるというのは必要かと思うので、お願いしておきたいと思いますが、一言いただいて終わります。

○宮外障害福祉課長 障害者差別解消法のそもそもの趣旨としましては、当事者の側から発信をすると。そこについて、対応する側がどのような形で対応できるか、当事者と一緒に考えて進めていくということが考えられています。

ただ、周りにいる方が代弁をしたりとか、その方が言いたいことをお伝えするというのは非常に大事なことからと思いますので、本人の意思を外さない形で代弁をしていただく方のお話も伺ってまいりたいと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。
(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 172、173ページ。

○小坂委員 移動支援事業に要する経費について伺いをいたします。

令和8年度から、こちらにも新たに拡充をしていただく部分ですが、私のほうからは、昨年も伺ったところなんですけれども、令和6年度から始まった通学・通所の、通学の訓練の目途で始まった、通学の部分でお伺いをしたいと思います。

昨年の御答弁で、スクールバスなど、ほかのサービスとの状況と合わせて、この移動支援の事業をどう絡めていくのか検討をしていくというような御答弁でした。現在、要綱のほうを見ますと、小学1年生から3年生までで13時間、4年生から中学3年生までで17時間、以前もお伝えをしましたけれども、この時間数ですと、訓練にもならないといったような当事者の保護者の方からの声も聞こえているところです。

こちらの施策については法律に基づいたものであるということであることは重々理解をしておりますが、2年近く実施をしてみて見えてきたことですかニーズの声、その後の検討状況などについてお聞かせください。

○宮外障害福祉課長 まず、この通学訓練の実績でございますが、令和6年は実人数でお二人、令和7年については現在受けているお問合せは1件のみという形になっております。

あとは当事者の団体の皆さんからは、今、小坂委員がおっしゃっておられたようなお話を伺っているところでございます。

ただ、やはり大きな長い休みが入ったりしたときに途切れる部分、そのあたりについても、それなりに柔軟に配慮しているつもりでございまして、それぞれの方たちの御相談に応じて進めているところでございますので、一気にこの内容を拡大していくというようなことは今のところ考えてございません。

○小坂委員 ありがとうございます。まず訓練という目途で大きな一歩を踏み出していただいたことを大変感謝をしております。

そして実績についても御報告をいただいて、それぞれの方のお話を伺いながら進めていただいていることも分かりました。引き続き、ここの部分については、お声も拾っていきながら、次の検討についても、引き続き考えていただきたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○高瀬委員　日中一時支援事業に要する経費についてお伺いしたいと思います。

この事業については、15年間もずっと据置きになっていて、ようやく今回、46万3,000円の増額ということで、利用できる時間が288時間から360時間に拡大ということが政策的経費の資料のほうにも出ています。利用できる時間が広がることで、本当に御家族の方が、レスパイトだったり就労にも充てられるということで、非常に明るいというふうに思っています。ぜひ使っていただきたいなと思っているところです。

それでお伺いしたいのは、時間数は分かったんですけども、事業者への単価についてはどのようになっているのか教えてください。

○宮外障害福祉課長　来年度予定をしている単価は1時間当たり2,200円を予定してございます。

○高瀬委員　現在は幾らかも教えていただけますか。

○宮外障害福祉課長　現在は1,800円でございます。

○高瀬委員　分かりました。400円単価を上げていただいたということです。

利用者の方にも影響するからということで、これまでも御答弁をいただいていたところですけども、任意事業でやっていただいていることだけでもありがたいところではあるんですが、しっかり事業者が継続できるような単価の見直しというのは必要だと思いますので、感謝をいたします。

今後なんですけども、今回、15年ぶりに見直しをしていただいたわけなんですけども、今後の見直しの考え方について、お伺いしたいと思います。

○宮外障害福祉課長　今回については、利用者のうちに重度の方が多いのか軽度の方が多いのか、もしくは、あとは障害福祉サービスの単価等も参考にさせていただいたところでございます。

障害福祉サービスの単価は主に3年に一遍、報酬改定がございまして、そのあたりの3年に一遍の報酬改定の状況を目安に確認をして、改定をするかどうか、確認してまいりたいと思います。

○高瀬委員　分かりました。3年に1回は、しっかり見直しの俎上にのせていただけるということでは、すごく前向きに進んだ事業だなというふうに感じております。ぜひ今後もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　続きまして、174、175ページ。

○松岡委員　障害児支援事業に要する経費のところでお伺います。扶助費の一番上の児童発達支援のところですが、昨年度の令和7年度から約2,400万円の増額となっておりますが、こちらの積算根拠について、まずお伺いしたいと思います。

○宮外障害福祉課長　主に利用者の伸びを見込んだものでございます。

○松岡委員　この令和7年度には、補正予算で、12月と、また3月にも2回の補正がなされていましたが、利用者の伸びというところでしたが、具体的な数字というのは出していただけそうですか。積算根拠に係る具体的な数値ですね。何人分というところで、月平均で書かれていたかと思いますが、お願いします。

○宮外障害福祉課長　すみません。正確にお答えしたいので、少しお時間をいただきたいと思います。

○中山委員長　保留にいたします。

○松岡委員 分かりました。数は、また後ほど伺いできたらと思います。

こちらについて、この伸びを見込んでいるとか、補正が2回行われていたというところがありますが、市内の事業者の数について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮外障害福祉課長 現在、障害児発達支援の事業所は市内に10件ございます。今年度3件増加して、現在の状況になっております。

なお、この中に児童発達支援センターつくしんぼも含まれてございます。

○松岡委員 分かりました。今年度3件増えたということで、ちょっと大きな伸びだったのかなというふうに考えます。

こちらについて、今、市で発行している障害福祉ガイドブックがあるかと思いますが、ただいまホームページでも載せていただいている、紙の分も発行されているとは思いますが。こちらに児童福祉法に基づく事業のところで、5件、今、書かれているかと思いますが、このガイドブックについて、どんなタイミングで更新されていくのか、あと、ここに新しい事業者の詳細は、今、改訂されているのかというところも伺いたいと思います。

○宮外障害福祉課長 この障害福祉ガイドブックは毎年2月に発行しております。秋口から、各市の事業所ですとか市民団体の皆様、たくさん関係者に改訂の作業の御協力をいただきまして、その時期に発行しているものでございます。

現在、紙のものが刷り上がって、当課に届いているところで、ホームページについても、この後、改訂をして、新しいものが掲載される予定でございます。

○松岡委員 分かりました。各関係の方たちが一緒に作っていただいているということと、また、今、現在できて、新しくされているというところを確認できました。

こちらについて、12月のときの一般質問で少し意見として述べさせていただいたところなんですけれども、この障害福祉ガイドブックは年齢にかかわらず、全世代のことについてのガイドブックとなっていますが、子ども期についてですね。子どもの時期を支えるような療育であったり、療育に至るまでのちょっとした不安だったり、ささやかなことでも心配だなと思うことなんかを相談できるような相談先が、子ども期に特化したようなものとして集約されるといいかなというような御意見を市民の方からいただいたところがあります。それには、ほかの教育部門の相談、教育相談であったり、医療機関であったり、様々な機関が関わってくるとするんですけれども、こういったものを一体的につくっていくということについて、必要かなというふうに考えているところなんですけれども、こちらについて見解を少し伺いたいと思います。

○宮外障害福祉課長 障害福祉課の範囲でお伝えできる内容としては、現在、我々のところでは、障害児、障害者の利用できるサービスについて、網羅的にお伝えしているというところです。

ただ、障害のあるお子さん、障害があるかもしれないお子さんについては、母子保健分野との関係が非常に強く、そちらの中で受けていただいた相談の中からつながってくるというところが非常に多いかと思えます。今後も、そのあたりの連携を進めていく中で、周知の方法というのは考えられるのではないかと思います。

○松岡委員 母子保健のほうとの連携、庁内でしていただいているということは確認できました。

この市民の方にとっても、一覧として見やすいものがあるといいかなというふうに思っているところではありますので、今後も適切なところで述べていきたいと思えます。一緒に考えていきたいと思えます。

○中山委員長　先ほどの保留分の答弁をお願いいたします。

○宮外障害福祉課長　令和8年度の児童発達支援の月当たりの利用人数の見込みですが、月当たり190人と見込んでございます。

○中山委員長　よろしいですか。

そのほか、質疑のある方。

○高瀬委員　障害児支援事業に要する経費の在宅レスパイト・就労等支援業務委託料について、お伺いいたします。

前年度より44万7,000円減額で、178万2,000円ということになっておりますが、この事業については、医療的ケアの必要なお子さんの御家族のレスパイトということも含まれているということで、これまでも大事に進めてきていただいているものだと感じています。今回、減額にはなっているんですけども、利用の状況など、お知らせいただけたらと思います。

○宮外障害福祉課長　現在利用されている方ですが、全て医療的ケア児になります。

いわゆる登録、利用する準備をするための申請を済まされている方が11名、そのうち利用実績が今年度ある方が5名という形でございます。

○高瀬委員　ありがとうございます。周知が進んでいくと増えるのではないかというのが、これまでも御答弁いただいていたところなんですけれども、必要な方がしっかりとここに登録ができ、そして使えるように、これからもさらに進めていただきたいと思います。

状況が分かりましたので、ありがとうございます。

○中山委員長　そのほか、質疑のある方。

○久保委員　高瀬委員の関連で質疑させていただきます。

私自身も、この在宅レスパイト、本当に大事な事業を進めていただいていると思い、感謝しております。

その上で、それを利用される御家族ですね。なかなか利用に踏み切れないというか、そういう状況もあるのかと思い、問題点というか課題として、また御家族の受け止めとして、どんなふうなお声が届いているのか、利用したいけれども、なかなか時間を見つけれられないとか、計画的に動けないとか、お聞きをしている声も若干あるんですけれども、何かお声が届いてるところを教えてくださいましたらと思います。

○宮外障害福祉課長　今、久保委員がおっしゃっていただいていたような御意見というのは届いているところでございます。

あとは計画を立てて使うというところが、やはり一番の課題なのだろうとは思いますが、その計画を立てていく中で、この先の就労を見据えて、保育園を申し込みながらやっていると、なかなかそこまで、そっちのほうが先になってしまうとか、個人的なところの意見もありますけれども、個別の事情みたいなものもそれなりにあるのかなというふうには捉えているところでございます。

○久保委員　分かりました。ありがとうございます。そういった点では、寄り添う形、本当に伴走的な形で、このレスパイトのことが理解され、利用のハードルを低くしていただけたらというふうに思っておりますので、その点、今後もよろしくお願いいたします。

○中山委員長　そのほか、質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　続きまして、176、177ページ。

○はぎの委員　障害者就労支援センター事業に要する経費のところで確認させていただきたいと思います。

この事業なんですけれども、障害者の一般就労に向けた支援及び就職後の定着支援も行っていたという事で、大変重要な事業だというふうに認識しております。

そこで、これはそもそも、基本的なところで恐縮なんですけれども、障害者手帳をお持ちでない、いわゆる発達障害の方も登録ができるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○宮外障害福祉課長 発達障害があつて、手帳を取得していない方についても、本事業は利用することが可能です。

○はぎの委員 分かりました。ありがとうございます。

私も、去年もそうですし、おとしもそうですけれども、手帳をお持ちではないものの、発達障害を抱えていらっしゃる御本人、またはその御家族からのこういった御相談もお受けしていることであります。

そういった中で、実際にこの事業が、市のほうで行っていただいて、就職者の実績という部分では、いわゆる手帳をお持ちでなくて発達障害の方が、そういった就職先が見つかったといったケースというのはあるのでしょうか。

○宮外障害福祉課長 手帳のない方で、この事業を経て就労に至った方は数名おられたというふうに記憶をしています。

○はぎの委員 分かりました。実績が実際あるというところで確認をさせていただきました。

実際、登録者数は、手帳のある方のほうが圧倒的に多いかと思うんですけれども、これは提案というか要望になってしまいますけれども、こういう手帳なしで発達障害をお持ちの方にも御利用いただけるということを、まずそもそも御存じでない方が大変多いので、その周知の部分もぜひ進めていただきまして、さらにこの事業を推進していただきながら、実績を多くしていただきたいなというところをお願いしたいと思います。一言いただいて終わりたいと思います。

○宮外障害福祉課長 手帳のない方も利用できる事業として、ずっと進めてきたつもりではありますが、やはり末端まで届いていないんだというのを、今感じたところでございます。引き続き、周知の工夫に努めてまいりたいと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 178、179ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 180、181ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 182、183ページ。

○皆川委員 児童発達支援センターつくしんぼの療育に要する経費のところですか。資料を請求いたしました。第16号で出していただきまして、ありがとうございます。

この事業に関しましては、相談事業、また計画作成というのが重要なわけですが、この資料の、まずは令和8年度の見込み数ということなんです、簡単に御説明していただけますか。

○前田子ども発達支援担当課長 提出した資料につきましては、令和6年度の事務報告書に掲載の項目につきまして、令和8年度予算を作成するに当たって想定した見込みの数値を資料として提出しております。資料の内容を説明いたします。

①についてですが、令和8年度は令和7年度で契約が終了したケースを除いて、継続相談は165件でス

タートといたしました。新規が36件、令和8年度の終了ケースについては令和6年度をベースとして算出しています。そのため令和9年度への継続を186件といたしました。

②につきましては、令和7年度からの継続件数と新規の契約数を足して、計画作成件数、モニタリング報告書作成件数、それぞれ201件としています。

○皆川委員 ありがとうございます。見込み数字ということで、あくまでも見込みですが、場合によって、新年度になってから、また状況が変わる場合もあるかと思います。その場合は人数も変わるかなと思います。

ここでは計画を作成するということが重要で、かつてセルフプランを何人かの方、受けなきゃならないというような状況だったんですが、これを作成するに当たっての人員体制については、以前は人員が不足していた状況があったんですが、現在は大丈夫なのか、現在の状況と令和8年度の体制について、お聞きしたいと思います。

○前田子ども発達支援担当課長 現在におきましては月額会計年度任用職員3名、それから時間額会計年度任用職員の週2日の職員が1名、配属になっています。

○皆川委員 分かりました。

それで、資料第1号の財政資料集の24ページには、子育て相談室ということで、障害児療育指導・相談業務ということで、昨年度より1名多い数字なんですけれども、今おっしゃった数字と、要するに去年よりも1人増えるということになるかなと思うんですが、考え方としてはそういうことですか。令和8年度は1人増えるということよろしいですか。

○前田子ども発達支援担当課長 こちらの資料につきましては、相談支援事業の職員ではございません。

○皆川委員 分かりました。療育と書いてありますので、全体的な療育の担当だということで承知いたしました。

計画相談に関しては、きちんと充足しているということで、私としてはセルフプランを作成するような状況がないようにしていただきたいと思いますので、その点は大丈夫だというふうに認識してよろしいんですね。その点だけ確認させていただいて終わります。

○前田子ども発達支援担当課長 現在、セルフプランの方につきましても、計画作成を望む方の全ての方に計画作成できるようにというところで、つくしんぼも含めて、まずはモニタリング月、そこからセルフを外していく、それから新規があれば、そこも受けていくというような形で、障害福祉課とも連携して、あと基幹相談支援センターとも連携しながら、市内の事業所とも連携を取りながら進めているところでございます。

○中山委員長 ほかに。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 184、185ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 186、187ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 188、189ページ。いいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 190、191ページ。

○小坂委員 地区拠点親子ひろば事業に要する経費のところで伺いをしたいと思います。

まず、簡単になんですけども、昨年、計上をされていた光熱水費の245万円が今回なくなっておりますが、こちらの御説明をお願いいたします。

○坂本子育て相談室長 こちらは西部地区拠点親子ひろば事業を旧子ども家庭支援センターの建物で実施しておりましたが、令和8年4月に西部地区拠点親子ひろば事業がひかりプラザのほうに移転いたします。令和8年4月以降に関しましては障害者センターのほうで活用されるということになっておりますので、こちらの光熱水費のほうの予算、また管理に関しましては障害福祉課のほうに組み替えた形になります。

○小坂委員 新しく移ったひかりプラザのほうのひろばの経費についてはいかがでしょうか。

○坂本子育て相談室長 ひかりプラザのほうに関しましては、もともと光熱水費のほうは教育部門のほうで計上してございます。市の委託事業でございますので、そちらのほうは計上していない形になります。

○小坂委員 理解をいたしました。

続いて、ブックスタート事業についてなんですけれども、こちらの名称は入っておりませんが、こちらのページで質疑をお受けになるということなので、伺いしたいと思います。代表質問のほうで大枠については市長のほうに御答弁をいただきましたので、ここでは少し細かいことについて伺いをしたいと思います。

こちらの事業、令和8年度からスタートしていただきますけれども、何月頃からの実際スタートになるのか、また、いつ生まれた赤ちゃんからが対象になるのか、その辺をお伺いできますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 まず、こちらの事業につきましては、今、令和8年8月の実施予定になってございます。

こちら、令和8年4月1日以降に生まれたお子さんから対象としてございます。

まず、対象者の案内の発送なんですけれども、こちらは3～4か月児健康診査の御案内の際に、こちらの案内のチラシも同封して、御案内をしていく予定になっています。

4月生まれのお子さんに関しましては、7月に健康診査を御案内いたしますので、まず7月に健康診査の案内と一緒に、この事業のチラシも同封して御案内させていただき、8月から事業を開始する形になります。

○小坂委員 ありがとうございます。

政策的経費の資料のほうを見ますと、今回のこの事業の予算は109万9,000円を計上していただきました。こちらに実際の絵本代等が入ると思いますが、この積算根拠について教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 今回、政策的経費として計上した内容でございますけれども、絵本の購入費や多言語版の小冊子、布製バッグ、こういったものを消耗品費として計上してございます。また、読み聞かせを市の職員が行いますので、時間額会計年度任用職員の報酬のほうを計上してございます。また、これに併せて、通勤費の旅費のほうも計上してございまして、最後、印刷製本費のところは、健康診査の案内に同封しますので、衛生費のほうで計上している形になります。

○小坂委員 絵本代や人件費のほうを積んでいただいたということで理解をいたしました。

代表質問の際に、週に1度という頻度で設けていただけるというようなことでしたけれども、こちらの開催の曜日等は既に決まっているのでしょうか。

○坂本子育て相談室長 こちらは中部地区拠点親子ひろばで、毎週金曜日、こちらはブックスタートの日として実施するところで、今現在、準備を進めております。

○小坂委員 週に1度という高頻度でスタートをしていただけますこと、大変ありがたく思っています。

こちらの事業、全ての市内で生まれた赤ちゃんに絵本と読み聞かせをプレゼントするというようなことで、様々な御家庭があるかと思います。多胎児を御出産された方ですとか、外国籍の保護者の方、保護者の方に障害があったりですとか、ひとり親の方もいらっしゃるかと思います。様々な想定が必要かと思いますが、こちらへの配慮、準備していることなどありましたら、お聞かせください。

○坂本子育て相談室長 まず絵本に関しましては、多子世帯などに配慮しまして、種類は3種類用意することを今考えております。

また、外国籍の方の対応といたしましては、このブックスタートの趣旨を伝える多言語版のブックレット、小冊子ですね。こちらも梱入してお渡しすることを考えております。

外国籍の方や様々な配慮が必要な方への対応につきましては、まずは試行的に実施していきたいと考えておりますので、その試行の中で研究してまいりたいと考えております。

○小坂委員 まずは試行として、大きな一歩を踏み出していただいたこと、大変感謝をしております。今後、経過を見ていただきながら、来ていただいた方からお声を拾っていただきまして、また今後、先行自治体のように、読み聞かせボランティアの方を、地域の方を巻き込んでいくことですか、また代表質問のときも触れましたけれども、取りに来られない方へのアプローチについて、引き続き御検討いただきたいと思います。

家庭環境にかかわらず、全ての赤ちゃんに絵本を届けるということ、大変大きな事業と考えております。取りに来られない方等へアプローチし、支援が必要な方をこの事業から拾っていく、そういったことについて、最後に一言いただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 取りに来られない方への対応については、この試行期間の中で研究してまいりたいと考えておりますが、多くの方に、この事業を届けたいというふうに思っておりますので、しっかりとそのことに関しましては検討してまいりたいと考えております。

○久保委員 関連でお聞きします。

私が聞き逃していたら申し訳ないんですけれども、今、週に1度、金曜日ということで、このブックスタートで読み聞かせをして、絵本を1冊寄贈するというふうにお聞きをしています。これはゼロ歳児の間、通い続けるというふうな、通い続けた場合、寄贈していただく本とかが、どんどん、いい意味で増えていくという認識を持ってよろしいでしょうか。お願いします。

○坂本子育て相談室長 すいません。私の説明が十分でなくて、こちらのほうは絵本を1冊プレゼントする形になりますので、1度読み聞かせを体験していただければ、絵本を1冊プレゼントするという形になります。

○久保委員 そう認識していたんですけど、今、答弁の中で自分が迷ってしまいましたので、念のため確認をいたしました。

読み聞かせそのものは、しっかりと親子ひろば事業の中で進めていくという認識で理解をいたしましたので、ありがとうございました。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○松岡委員 親子ひろば事業に要する経費のところで簡単にお伺いいたします。

委託料の一番下の親子ひろば入退室管理システム業務委託料ですが、こちら令和7年度に導入がなされていて、この令和8年度以降の、この今、令和8年度の102万7,000円というのはランニングコ

ストに当たるものなのかというところと、このシステムを導入するということで、どのような効果があったりメリットがあるというふうに考えられるのかを教えてくださいたいと思います。

○坂本子育て相談室長　まず、一番初めの御質疑は、お見込みのとおりで、保守運用支援の委託料という形になります。

導入のメリットなんですけれども、まず従来では、利用者の方は、毎年度、登録手続きをしていただく形になりますが、これが1度だけの登録手続きで、形になります。

また入退室については、親子ひろばを御利用していただくときに、書類を御記入いただくんですけれども、そういったものが、二次元コードを使って入室が簡単になるという形になります。

また、事業者のメリットとしましては、そういった入退室の関係が、今まで紙で管理していたもの、これがシステムでの管理という形になりますので、こういったところで業務負担の軽減になります。業務負担の軽減になった部分に関しましては、より親子ひろばのほうの支援のほうに充実させていくところになります。

最後、市の職員のほうも、こういったものをデータで一元管理していきますので、様々な業務負担の軽減につながります。

○松岡委員　御説明ありがとうございました。

利用者側として、今おっしゃっていただいたように、毎年登録をして、毎回提出するという流れがあったと思うので、そちらを簡便化するということは、とても利用しやすくなるのではないかなと思います。

あと事業者として、また市としても、とても効率化されるというところを確認させていただきましたので、ぜひそちらで進めていただきたいと思います。

まだ、この事業なんですけれども、先週の3月2日から登録が始まったというふうに認識しております、もう4月から始まるということなのかなというふうに思うんですけれども、こちら、周知はどのようにされているのかお伺いします。

○坂本子育て相談室長　こちらの周知につきましては、ホームページや、ぶんじ子育てナビ「母子モ」で周知をしております。

○松岡委員　分かりました。

4月開始に、もう間もなくではあると思いますが、現地でまた登録することも、もしかしたらあるのかなというふうに思いますので、そのあたり丁寧に対応していただきたいと思います。

○中山委員長　ほかに、このページで質疑のある方。

○はせべ委員　子育て推進に要する経費についてお伺いします。

個別説明票12ページの通し番号65にも書いてある内容のところなんですけれども、青少年問題協議会が終わったというのは承知しているところで、それで時間額会計年度任用職員をといるところの文章からいうと、ここの増額というのは、事業性によりというふうに、こちらの経費に計上しているということで、特に何か、事業を増やすのか、会計職員の賃金を増やしているところで、事業も何か新たにするのか、今の事業を少し拡充するのか、何か新たなところがあるようでしたら教えてください。

○千葉子ども若者計画課長　青少年問題協議会につきましては、昨年度、条例のほうを廃止させていただきました、そこに青少年関係の事務を、時間額会計年度任用職員として、まとめて計上しておりました。まだ青少年育成地区委員会や成人の日の式典の関係の事務も残っておりまして、また課内の事務を少し整理をする上で、居場所の関係の懇談会のほうの事務も青少年の関係の時間額をつけたいということで、こ

ちらに人件費をまとめさせていただいたという経過がございます。

○はせば委員 ありがとうございます。複数のほかの事業の事務的なところをまとめたということで承知しました。

○中山委員長 ほかにこのページありますか。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 では、ここで、本日は東京大空襲の発生の日であり、犠牲になられた方々に対する黙禱を行うため、午後1時15分まで休憩したいと思います。

午前11時39分休憩

午後1時15分再開

○中山委員長 では、委員会を再開いたします。

午前中は190、191ページまで終わりましたので、192、193ページから、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 194、195ページ。

○久保委員 195ページのショートステイ事業に要する経費で確認をさせていただきます。

予算の上で、令和6年度、令和7年度、400万円以上の予算の計上になっていましたが、今回、令和8年度は369万8,000円ということで、この予算の状況に関して、詳細を確認させてください。

○坂本子育て相談室長 こちらのショートステイ事業に要する経費につきましては、児童養護施設に委託して3市合同で委託して実施してございます。

この委託に当たりまして、固定費の部分と実際に使った場合の単価の部分がございます。多くを占めるのが、この固定費の部分でございますけれども、この固定費につきましては、3市で負担割合を決めている形になります。その中身も一部定額になっているものと、これまでの過去の実績に応じて案分している部分がございます。今回、この減額になったのは、過去の実績から、当市のほうが減額になった部分と、あと、その単価の部分に関しましては、これまでの利用状況も踏まえまして、その単価の部分も減をしたというところでございます。

○久保委員 ありがとうございます。このショートステイ事務事業に関しまして、事務に要する経費の部分に関しまして、実際、保護者の方が、緊急かつやむを得ない事情で養育ができない場合に、児童相談所及び、いろいろな児童養護施設において、一時的に入所して、そこから学校や保育園に通うという、安心をしていただくための事業と認識をしています。

その中で、実際、これを利用しまして、その後の御家庭での改善の状況であるとか、この点は児童養護施設との連携と、あと児童相談所の関係とのいろいろな連携があつてのこの事業というふうに認識をしています。市としては、そのショートステイを御利用された方に対するフォローの部分とか、こういった形で関わっていらっしゃるのか、その点、確認をさせてください。

○坂本子育て相談室長 こちらのショートステイ事業の利用の多いところでは、保護者の緊急的な入院等、もしくは出産等でお使いになられる場合や、出張で一時的に養育ができない場合、あとは精神的または神経的な理由で一時的に養育ができない場合などがございます。当然、その相談支援の中で、通常ケースワークの中で関わってる方々に関しましては、利用が終わった後も、その後の状況について把握し、必要な

支援を行っているような状況でございます。

○久保委員　ありがとうございます。今、現在も令和6年度事務報告書の285ページには、利用者は22名というふうに書かれております。今年度の人数は確認しませんが、今後も丁寧に連携等取っていただいて、その後の状況についても、何らかの形で支援をしてさしあげていただけるようお願いをして終わりたいと思います。最後、一言答弁ください。

○坂本子育て相談室長　こちらの相談があったときには、家庭の状況を丁寧に聞き取った上で、家庭の状況に応じた支援というのを検討しております。引き続き、相談があったときには、丁寧な対応を行ってまいりたいと考えます。

○高野委員　こども家庭センター事業（児童福祉機能）に要する経費のところで伺いたいたんですけども、ヤングケアラーについてなんですけども、これは昨年の第2回定例会で高瀬議員の一般質問において、調査検討されてるという答弁をされてましたけども、ヤングケアラーについての実態調査の検討状況についてはいかがでしょうか。

○坂本子育て相談室長　ヤングケアラーの実態把握調査につきましては、他市の実施状況なども含めて研究してまいりました。その結果として、令和8年度に実施する方向で、今現在、準備を進めております。

まだ具体的な内容、細部については、検討段階でございますので御報告はできませんが、令和8年度の実施に向けて、今準備を進めているところでございます。

○高野委員　分かりました。

委員会でもいろんな意見とか質疑をしてきたと思いますので、ぜひ参考にしていただいて、進めてください。よろしくお願いします。

○松岡委員　ファミリー・サポート・センター事業に要する経費のところで伺います。

昨年度、令和7年度予算から200万円減額されていると思いますけれども、令和7年度から事業者が、それまでは社会福祉協議会であったのが株式会社明日葉に変更ということで、新体制での運用となりました。その1年振り返っていただいて、まず、その評価を伺いたいと思います。

○坂本子育て相談室長　令和7年度から委託事業者が替わりまして、事業者が変更になったところなんですけれども、援助会員講習会の講師を事業者の現場で働く職員が行うことや、事例を通した説明など、援助会員講習会で説明などもしており、より実践に基づいた講習会の内容となっております。

また、親子ひろばと連携することで、援助会員、利用会員ともに、制度や援助活動に対する不安や悩みの軽減につなげることができていると考えております。

○松岡委員　今の親子ひろばと一緒に株式会社明日葉として、同じ事業者で親子ひろばと一緒に運営するというので、その中で工夫などができるのではないかとこのころが、令和7年度に向けてどうしていくかというところが、その前に議論されていたところだと思いますので、今の御答弁は、この令和7年度にいただいたことで、それをまた、今年度じゃなくて令和8年度も行っていきたいというという、そういう内容でよろしかったですか。

○坂本子育て相談室長　今年度は援助会員講習会の中に親子ひろばの体験実習を取り入れまして、援助活動のイメージを持ってもらうとともに、子どもの接し方などを実際に学ぶ機会となっております。また、親子ひろばが隣接しているため、日常的に活動状況を確認することができるとともに、アドバイザーだけでなく、ひろばスタッフと協力しながら、援助活動に対する不安などの相談に応じ、アドバイスなどしている状況でございます。

利用会員に関しましては、子どもを連れてのファミリー・サポートの諸手続や制度説明を親子ひろば内で実施することができます。保護者が手続しているときには、子どもを親子ひろばで一時的に見守るなどをしてございます。子どもを気にせず手続をすることができるので、安心して手続ができるということで、市民の方からお声も聞いております。

こちらにつきましては令和7年度実施しましたけれども、令和8年度以降も引き続きこの内容で実施してまいりたいと考えております。

○松岡委員 御説明ありがとうございました。講習の中に親子ひろばでの実践の体験をしていくということであったり、市民の方からも手続や説明ができるということで好評いただいているということだったので、すごくよかったのかなというふうに思っています。

今回、資料第26号を作成していただきまして、ありがとうございました。令和8年度から始まるオンライン利用の内容についてというものです。

これまでも一般質問も含めて、手続のオンラインを求めてきたところでございまして、こちらの内容について、まず簡単に説明していただけたらと思います。

○坂本子育て相談室長 こちらですけれども、まずファミリー・サポート・センターの利用の流れなんですけれども、まず利用会員の会員登録や援助会員の会員登録がありまして、利用会員は援助会員の紹介の申込みをファミリー・サポート・センターにさせていただきます。ファミリー・サポート・センターはそれを受けて、アドバイザーによる会員同士の仲介・紹介をします。その後の利用会員と援助会員の事前打合せを行った後、実際の活動として、利用会員が援助会員にサポートの依頼をしたり、援助会員がそれに対してのサポートの実施、それに基づく報告書など、そういった手続がございまして。

今回のこのオンライン利用でできるところに関しましては、利用会員と援助会員の事前打合せの後の具体的な活動のところの部分で、今回、オンライン化をしたというところでございます。

○松岡委員 ありがとうございます。

利用会員の中での事前打合せの結果の確認であったり、活動依頼の申込み、それから援助会員の中での活動報告書の作成など、今まではメールであったりお電話だったり実際に持っていくというところだったので、とても簡易になっていくのではないかなというふうに期待しているところです。

こちら、援助会員は特にそうかもしれないんですけれども、現状のままのほうがいいのかという声もあるかもしれないので、そのあたりをまた丁寧に見ていただきたいと思います。

それと加えまして、こちらは今の御説明では会員登録をして会員になった後の利用会員と援助会員のオンラインだったと思いますけれども、会員登録自体はどのようなになっていくのか、変わらないのか、そのあたりもお聞かせいただけたらと思います。

○坂本子育て相談室長 今回のオンライン利用に関しましては、実際の活動の段階になったときに、オンラインでやり取りをしていただくような形になります。

このファミリー・サポート・センターの、まず一番最初の登録手続から事前打合せのところまで、これは従来どおりで実施しておりますので、登録に関しましては紙でお申し込みいただくような形になりますし、事前打合せ、アドバイザーの仲介・紹介も電話でやり取りをさせていただくような形になります。

○松岡委員 承知しました。

この一番最初のところの登録ですね。こちら例えば初産、最初にお子さんが生まれて、少し活動をお願いしたいというときに、ホームページを見ると思うんですけれども、そこからお電話か用紙をファミリ

一・サポート・センターの事務所に持っていくというところの2択になるかなというふうに思ったところで、やっぱり断念してしまうということもあり得るのかなというふうに思っているところです。

こちらについては今までも要望させていただいてきたところですが、今後も見て、そのことについても考えていただきたいなというふうには思っています。

一方では、今回すごく多くの内容でオンラインしていただけるというところで、とても感謝しておりますので、こちらについて、また来年度以降、見ていっていただけたらと思います。

○対馬委員 先ほどのショートステイのところ、すみません、ちょっとよく理解が進まなかったのもう一回質疑させていただきたいと思っているんですけども。

先ほど久保委員からの質疑で、事業費が下がった理由について、分担金の話とかもしていただいたんですけども、過去のデータを見ていると、国とか都からの支出金というものは年々増えていっていると。逆に一般財源はちょっとずつ下がってきているなというような印象を持っていまして、今年については、ついに100万円を切っているというような状況の中で、一般的に見ると本当に令和6年度の決算の事業報告なんか見えますと、ほぼフルで使い切っていらっしゃるので、その単価が減ったというところの理由をもうちょっと詳しく説明していただかないと、この事業が本当に今までどおりできるのかなというところで少し不安に思ったもので、その点について御答弁をお願いします。

○坂本子育て相談室長 まずは固定費のところと単価のところでございます。

固定費のところは、先ほども御説明をさせていただきましたとおり、過去の実績を基に3市で案分して決めている部分があります。そこがほかの当市以外の2市のほうが実績が多かったということで、当市の固定費の案分している部分が下がっているような形になります。

あと、今年度の当市の実績に応じて単価で対応する部分でございますけれども、今年度は利用の実績が今現在ないような状況でございます。これは、これまで令和3年度から6年度まで毎年継続して利用されてきた方が、様々理由がございまして、令和7年度は御利用にならなくなったという経緯がございまして。令和7年度も、一定、利用の御相談とか受けてはいるんですけども、例えば、御家族の方が対応できるようになったであるとか、ほかの制度を利用できることになったというところで、相談のみで終わっているような状況でございまして、現在利用がないような状況でございます。そういった状況のところも踏まえた上で、今年度の当市の活動の実績のほうを前年よりも少し下げたという形で、今回、減額しているような状況でございます。

○対馬委員 ありがとうございます。理解が進みました。

利用者のところも、今、お話をいただきましたけども、これまでも、そしてこれからも、当然利用されたい方が利用できるように環境整備をされますし、また、こういった制度があるよということを知らない方にも、しっかり宣伝していくという方向性は変わらないということですのでよろしいですね。

○坂本子育て相談室長 周知のほうはしっかりやってまいりたいと思います。

また、こういった困っている方というのは、私どもへの相談以外でも、関係機関、様々なところでキャッチしていただいて、センターのほうにつないでいただければというふうに思っておりますので、関係機関への周知もししっかりしてまいりたいと考えております。

○鳥居委員 よろしく願いいたします。保育所入所児委託に要する経費でお伺いいたします。

令和8年度に認証保育園が1園、認可保育園に移行になりますが、この認証から認可になることで、待機児童対策に対して効果があるということですが、その仕組みを教えてください。

○桑野保育幼稚園課長 認証保育所では認可外保育施設というカテゴリーになりますので、運営事業者と利用者との直接契約となります。認可保育所よりも市外の方の利用が比較的多くなる傾向がございます。当該認証保育所につきましても、市外在住の利用者の方が3割程度ございます。今後、施設の規模自体は変わらないんですけども、認可保育所になることで保育の実施主体が市になって、市のほうで入所の利用調整を直接行うこととなります。当然ニーズの高い1、2歳児に関しては市民優先で割当ていたしますので、そうしますと、今後、市民利用の安定的な認可の定員枠というところが確保できますので、そういった意味で、待機児童対策に一定の効果があるというふうに捉えております。

○鳥居委員 ありがとうございます。市民優先での枠となるという考え方ですね。分かりました。

今まで担当課としまして、定員の変更ですとか弾力化、あと定期保育などで本当に様々な角度から調整をしていただきまして、さらに今年度が認証から認可保育園ということで、令和7年度の1、2歳児の定員と令和8年度を比較すると、どのようになりますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 一次選考での総定員の枠のところで申し上げますと、1歳児のところが18名、2歳児のところが16名の枠の拡大となります。

○鳥居委員 ありがとうございます。ちょっとかみ合わず、申し訳ないです。

1歳児18名、2歳児16名の増加ということで、かなり定員が増えたなというイメージでした。

昨年、その前ですとか、もうこれ以上は弾力化とかはちょっと見込めないのかなといったような感覚だったんですけども、それ以上に段階的に進めていただきまして、御調整、本当に大変だったかと思うんですけども、毎年の調整をありがとうございます。

最後になんですけど、新園の設置が予定されているところで、令和8年度の働きかけとして、弾力化とか、さらにもう少し進めていく予定、見通しなのか、そこをお聞きしてもいいでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 令和8年度の取組としては、令和9年度、新園ができるわけですけども、引き続き、その弾力化、ここに関しては継続、そして拡充というところも視野に入れて、事業者の皆様と協議・調整を行っていく予定です。

○鳥居委員 拡充の方向でということで分かりました。私としても、事業者の可能なタイミングとかもありますので、すぐに弾力化ができるわけではないので、早めというか事前に調整しておく、進めておくというのはいいかと思うところです。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 196、197ページ。

○だて委員 一時保育事業に要する経費のところで、一時預かり事業実施委託料で、ひかりプラザの一時保育・一時預かりというところを来年度からスタートしていただくということでありました。まず、代表質問で10月から3歳まで3人ということで伺っておるんですが、もう少し詳細の部分について教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 こちらにつきましては、来年度、西部地区拠点親子ひろばにおいて、一時預かりを令和8年10月から実施する予定でございます。

利用定員のほうは3名で、対象年齢としては、生後6か月から満3歳までの未就学のお子様となります。実施としては、火曜日から金曜日まで、午前9時から午後5時までを予定しております。

利用料金に関しては、1時間当たり、近隣の一時預かりの相場等を勘案して800円を想定しております。

事業運営のほうは、西部地区拠点親子ひろば事業を現在受託している株式会社明日葉のほうに委託をする予定でございます。

○だて委員　　ありがとうございました。今、御説明いただいた形でということで、この件については、私も星委員もそうですけども、長年、一時保育・一時預かりの拡充ということについては要望を続けさせていただいてまいりました。今、議事録を見たら2016年から、私もずっと約10年にわたって、決算・予算の審査の場なんかでも、何とか拡充をしていただきたいと。要は在宅育児の方に、しっかりとサポートしていただきたいという思いをお願いをさせていただいておりますので、ここに来て、これまでの方針としては、基本的には各園で余裕を使う、余裕活用とか、そういった形の中で、各園にお願いしていくということで、いろいろ御担当のほうも、なかなか難しい交渉をいろいろされてきておったところでございますけども、コロナ禍なんかもあって、なかなか思うように進んでこなかったというところがあるかなというふうに思っておりましたが、ついにというか、私も苦節10年お願いし続けて、ようやく、今回3人ということではありますけども、こういう形で、公設とは言わないかもしれませんが、それに近いような形で、公共施設を使って、この一時保育・一時預かりをしていただけるということで、本当にありがたく思っているところでございます。この事業は10月からということでありますので、ぜひ、期待して見させていただきたいなというように思っているところでございます。

今、申し上げたように、各保育所のほうで整備というか、そういった形で進めていただきたいということであったんですが、今回こういった形で方向性が少し変わった。それは柔軟に対応するという方針に少し御担当のほうでも変わられたというイメージでよろしいのでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　　こちらの一時預かりに関しては、これまで保育所を中心に事業の実施施設数の拡大を図ってきたところです。今年度についても余裕活用型の空き定員活用した一時預かりの実施施設が新たに2園加わってはおります。

ただ一方で、待機児童が発生している状況で、特に1、2歳児のところに関しては定員に空きがない状況です。ニーズのある1、2歳児のところの一時保育のニーズをどう対応していくかということについても、様々な手法を、今回、検討させていただいて、ほかの自治体での事例なども参考にさせていただきながら、今回、親子ひろばでの一時預かり事業を新たに実施するということになりました。

○だて委員　　ありがとうございます。いろんな内部での調整ですとか、市長の判断ももちろんあったんだと思いますけれども、本当に在宅で育児されている方からすると、先ほどレスパイトの話もありますけども、いろんな部分、場面で使っていただける施設が、ひかりプラザであれば駐車場もありますし、送り迎えという観点でも割と駅にも近いというところもありますので、非常に利便性も高いのかなというように思っておりますので、これは非常に高く評価をしているというところでございます。

ちなみに株式会社明日葉のほうでやっていただくということなんですが、人員の確保というところ、保育士を配置するという形になろうかと思うんですが、そのあたりについては特段問題なく確保できるという状況でしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　　株式会社明日葉のほうは、ほかの自治体で一時保育を実施している実績もありますし、やり取りの中では、新たに保育士を増配置するわけですけども、その人員の確保についても、一定めどが立ちそうだなというようなお話をいただいております。

○だて委員　　分かりました。それで安心をするところでございますけども、場所の関係とか、ちょうどひかりプラザのフロアも整備をしてという形で、その中の一角を使ってということかと思っておりますので、親子

ひろばとうまく連携をしていただきながら進めていただきたいと思います。登録の仕方とか、実際の使い方とか、利用調整とか、いろいろ、どのぐらいのニーズがあって、利用者が実際出てくるのかというところは始まってみないと分からないところかなというふうに思っておりますが、ほかのところはなかなか使える場所が少ないというところもありますので、一定、需要としては存在するというふうには思っておりますので、そのあたりの運用については、10月からということでもございますので、また折を見て、委員会等に御報告をいただければなというふうには思っているところでございます。

今回、こういった形で方針を少し弾力化して、柔軟に対応していただけるということで、先ほど御説明があったんですが、今回、ひかりプラザという場所で、西側地域につくっていただくということで、今、現実的に一時預かりをやってくれている私立ともだちの森保育園なんかも高木町ということで、割と西のほうに固まっている。固まっているというほど多いわけではありませんけれども、そういう状況にはなっていますけれども、今後、その展開として、利用の状況等をしっかり踏まえてという形には当然なろうかと思っておりますが、ほかの公共施設を使つての、今回のようなスタイルでの一時保育・一時預かりの拡充というものは検討の中には入るという形でよろしいのか、その辺だけ伺いたいです。

○桑野保育幼稚園課長　こちらの一時保育・一時預かりにつきましては、身近なところで利用しやすいというような環境を整えていくということが望ましいというふうに考えております。

委員のおっしゃるとおり、今回、西エリアのほうで新たに実施場所を確保することになりますが、東エリアのほうについても目を向けていく必要があるというふうに認識しております。拡大に当たっては、様々な方法を考えていくことになるかと思えますけれども、拠点親子ひろば等での実施の可能性というところも当然考えていくことになるかと思えます。

○だて委員　ありがとうございます。バランス感というのもやはり大事なところであろうと思えますし、先ほど申し上げたように、この事業については、市のほうも当然、これまでも拡大・拡充という路線で、ずっと検討を進めてきていただいた部分があるかと思えます。ただ委託料は、それなりにやっぱりかかるというところも当然あるかと思えますから、そこら辺は実態として、今回、ひかりプラザで進めていただく一時預かりの状況というのをしっかりと見ていただきながら検討していただきたいなと思っております。

周知についても、しっかり隅々まで、御関係の方、小さいお子さんがいらっしゃる方には、しっかりしていただきたいというふうに思っておりますが、今のところ、その周知の方法については、どのようなことを考えていらっしゃるか、これ最後に伺って終わりたいと思えます。

○桑野保育幼稚園課長　周知に関しては、市報、ホームページはもちろんですが、市のLINE公式アカウントや母子モといった様々な媒体を活用して、広く周知を図っていきたいと考えております。

また、子育て応援パートナーだったり、そうした方々にも、しっかり情報共有をして、対面でも、こういった有益な情報を必要な方に届けていただけるような工夫をしてみたいと、このように考えております。

○中山委員長　ほかに質疑はありますか。

○松岡委員　今のだて委員の関連でお伺いします。

概要はとてもよく分かりました。一時保育事業・一時預かり事業を新しく開始していただくというところに私としても感謝しているところです。

今の話にもありましたけれども、今、旧子ども家庭支援センターにあるひかりひろばが4月からひかり

プラザに移転して、10月以降で親子ひろばが行われるということですが、今回のこの一時預かり事業実施委託料の386万3,000円のところでは、改修などはないというふうに見てとれるんですが、そちらについて、内訳について教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　こちらに関しては、親子ひろばの部屋において、壁等の仕切りは設けない形で、収納棚とかそういったものを活用して区画を設けまして、10平米程度を想定しているんですけども、そこで一時保育を実施する想定でございますので、委託料に関してはそういった改修に係る費用等は盛り込んでいないことになります。主には保育士等の配置に係る人件費等になります。

○松岡委員　分かりました。ありがとうございます。今、壁などはなくて、家具の入替えであったり、そういうもので工夫されていくということかなと思いました。

お隣の国立市にある7月にできた施設では、親子ひろばのところで一時預かりをしていて、さらにその隣では誰でも利用できるようなフリースペースが一体となった施設が駅直結でできていると思いますが、そこを見ていると子育て家庭だけではなくて、多世代の方たちが知らなくても生き生きしているというところが見受けられて、とてもよい空間になっていると思います。ホームページとかリーフレットだけでは伝わらないような、とても温度感のあるような空間になっていると思うところですので、先ほども近隣他自治体を研究していただいたということでもありますけれども、そういったようなところを使ってみて、保護者としては一時預かりがどう行われているのかというイメージが湧きやすくなるのかなと。子どもたちにとっても、いつも行き慣れていた親子ひろばで保育するということでは、ハードルがもしかしたら下がるのかなとか、楽しめるのかなと想定するところで利用のハードルが下がるのかなと見ているところなんですけど、こういったところの見解はありますでしょうか。庁内でもそのような話が出ていたのかどうかなど、教えていただけたらと思います。

○桑野保育幼稚園課長　拠点親子ひろばと併設というか、同じ場所で一時預かりを実施するメリットとしては、親子ひろばの利用者の方がふだん慣れた場所で気軽に一時預かりを利用していただける、利用のハードルが下がるというメリットが大きいかなと考えております。

また、一時預かりを利用していただくことで御家庭の状況とか、お子さんの状況を親子ひろばよりもより詳しく把握することになりますので、子育て家庭に合った必要な情報とか必要なサービスをより情報提供できたり、サービスにつなげられたりと、そういった子育て支援の側面からもよりメリットがあるのかなと捉えております。

○松岡委員　御説明ありがとうございます。今おっしゃっていただいたような、市としても、事業者としても家庭の状況を見ていただけるというところで、私としてもとても心強いなと思いました。10月からとなりますけれども、ぜひ丁寧に進めていただきたいと思います。

○中山委員長　ほかに、この196、197ページで質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、198、199ページでありますか。

○久保委員　ベビーシッター利用支援事業負担金については今回継続してというところで、保育所に待機の状態になってしまった方々の保育所等に入所できるまでの間のベビーシッターの利用に関する支援ということで、今年度も始まっていたかと思います。今年度の利用実態を、今出ている分でも結構ですので教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長　待機児童対策として実施しておりますベビーシッター利用支援事業の現時点での

実績ですが、実際にベビーシッター事業者と契約して利用されている方が、今時点で17名いらっしゃいます。

○久保委員 ありがとうございます。市民の方と折々に話をしたときに、ベビーシッターに移ってしばらくやりたいと思うけれども、ちょっとハードルが高くて契約しなかったというお声も聴いております。でも、このベビーシッターの利用支援というのは大事な事業だと私自身も思っておりまして、ベビーシッターの利用が徐々にでも大きく広がっていけばと思っているんですけども、令和8年度にしっかり進めていくために、今年度と少し違った部分とか、使いやすくなったところとか、そういったところで何かありますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 特に事業内容に大きな変化はございません。ただ、定期的にベビーシッター利用支援事業についての情報の周知は行っているところであります。そういう意味でかなり浸透してきているのかなという印象を持っております。ベビーシッター利用支援事業であったり、そのほかに定期利用保育事業も行っておりますので、待機児童解消のためには、それぞれの就労の状況とか御家庭の状況等に合わせて幅広い選択肢を用意していくことが大切だと思っておりますので、ベビーシッター利用支援事業につきましても必要としている方に使っていただけるよう、様々な工夫をしていきたいと考えております。

○久保委員 ありがとうございます。ベビーシッターを今年度利用された17名の方々に利用してよかった点であるとかを聴いて、いろいろな形でベビーシッター利用に関してのハードルが少しでも低くなっていけばなと思っておりますので、現在ベビーシッターを利用されている方等のお声なども何かの折にお聴きしていただいて、これからの拡充につなげていただけたらと思っておりますので、その点について御答弁いただけますか、よろしくお願いします。

○桑野保育幼稚園課長 今年度初めて実施している事業となりますので、実際に利用されている方の声というものもしっかりと把握していく必要があると考えておりますので、機会を捉えてそういった声を把握するようにしてまいりたいと考えております。

○寺嶋委員 個別説明票の通し番号73番、朝の居場所事業に要する経費に関して、記載いただいているとおり政策的経費を用いて「朝の小1の壁」打破に向けての施策をこのたび試行実施されるということで、ここに関して具体的にどのような形になるのか、改めて確認させてください。

○山元子ども子育て支援課長 まず、こちらの事業を実施する目的といたしましては、今、委員がおっしゃったとおりのものでございます。実施校は、まず試行ということで東西に1校ずつ、第一小学校と第二小学校において行います。こちらの事業の実施場所となるのは、第一小学校に関しては放課後子どもプラン室にて実施いたします。第二小学校については、なかなか学校の中でお借りできるお部屋がなかったということで、近隣施設となります光公民館の1階ロビーの中の待合スペースで行います。

次に、事業の対象となる学年です。まずは、事業開始当初ということでスモールスタートとして、小学1年生とその兄弟姉妹である小学生児童を対象として行います。実施日につきましては土日、祝日、また三季休業期間、学校で大きな行事のある日を除く学校の登校日、授業日ということになります。

こちらの実施体制でございますが、シルバー人材センターにこちらの事業の実施を委託する形といたしまして、第二小学校については学校から離れた施設であるため3名体制、第一小学校については2名体制でこちらの事業の運営を行っていただく形となります。

○寺嶋委員 ありがとうございます。認識が間違っていないのか念のため確認させていただきたいのは、第一小学校に通う子、そして第二小学校に通う子というそのくくりと言ってしまうと、その2つの小学校

の児童という認識でよろしいでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。スモールスタートなので、どこの小学校の子もオーケーにするのは現実的には厳しいという部分は理解しております。加えて、試行実施ということで、今後、令和8年度を踏まえた上で令和9年度以降の話にどうしてもなってしまいますが、その状況に応じてほかの小学校に対しても拡充できればなと現時点で考えているという認識でよろしいでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 こちらは試行実施ということになりますので、今後の拡大の方向性というところはこの場ですぐに申し上げることは難しいです。事業の利用状況を早期に分析し、その結果をもって今後の方向性を検討していきたいと考えております。

○寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。そして、こちらの実施に関しましても市長の判断かと思われれます。本当にありがとうございます。国分寺市というまちの特性上は共働きの多い状況にもありますので、小1の壁でのニーズは今後も増えていくと思いますので、試行実施の中でどのような課題やニーズがあるのか、この1年間で大切に見ていっていただければと思います。

○木島委員 関連になります。今の説明で、大分概要については分かりました。会派でも代表質問で触れさせていただいて、私自身も以前一般質問で取上げさせていただいて、しっかりと現場を見たほうがいいということで、会派でも先進事例の視察をさせていただいて、その状況などを踏まえて、議会質問で改めて提案もさせていただいたところです。大きな取組の一步と高く評価するところです。

学校施設についても様々な制約がある中で最大限の、まずは試行実施になる第一小学校、第二小学校にも御協力いただくということで、基本的にこれは子ども子育て支援課としての事務事業ということにはなるんですけども、少なからず教育委員会にもこの部分に関しては御理解いただいていると思っておりますので、市の総合的な施策として、ぜひ前向きに進めていっていただきたいなと思っております。

その上で、事業の実施自体は1学期からということでしょうか、今想定されている実施時期、また、もし分かれば今の段階で何らかそういう周知とかも既に早いのであればされているのか、また、どれぐらいの児童の方が今の段階でこの事業を活用しそうなのか、その辺りの状況がもし今の段階で分かれば教えてほしいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 まず、周知についてでございますが、この朝の居場所事業は保護者の就労等により登校前の時間を自宅で過ごせない児童が対象になるということで、学童保育所の利用者と重なるものと考えました。そのため、第一小地区と第二小地区の学童保育所の入所説明会で、朝の居場所事業の開始に係るチラシを配布いたしました。今後は学校にもチラシの配布、メールの送信等の御協力をいただける予定となっております。また、チラシに二次元コードを記載しているのですが、そこから飛ぶことのできるホームページを、3月下旬をめどに公開する予定であります。

こちらの事業の開始予定日でございますが、小学校の入学式の次の日からということで4月8日を予定しております。

見込み数も正確に見込むことはなかなか難しいのですが、先行実施しております他市の例から見ますと、1日多くても10人程度ではないかと見込んでおります。

○木島委員 分かりました。非常に難しい時期というか、まだ予算も正式にはこれからということもありますし、可決後の手続もあるのかもしれませんが、いずれにせよ4月の入学式の翌日からということで、すぐにスタートということにもなるので、しっかりとそういったニーズへの対応の構築をお願いできれば

なと思います。

その上で、シルバー人材センターの皆さんに御協力いただいてこの事業が実施されることになると思うんですけども、基本的な安全管理に関することについては当然マニュアルというか、こういったことはしっかりともう既にシルバー人材センターの方とも共有、また御理解といったことがしっかりと図られているのか、この辺りについて、準備状況というのも変ですけども、今、シルバー人材センターとどういった話合いがされているのか、この点について確認させていただきたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長　こちらにつきましては、第一小、第二小のそれぞれの実施場所で、シルバー人材センターも含めて事業の実施場所の確認を行っております。今後につきましては、現在業務マニュアルを作成中ですが、そちらが完成した段階で再度打合せを行うことを予定しております。こちらの業務マニュアルの中には児童の安全管理のほか、児童への接し方や必要な配慮等についても細かに記載しております。今後打合せを行う中で、職員からその点についてレクチャーを行いまして、丁寧にお伝えすることで児童を一個人として尊重し、大切に事業運営を実現できるように努めてまいります。

○木島委員　分かりました。きめ細かなその辺りの安全というものについては、何より保護者の方にとってもこの点は大変重要な関心事になるかと思いますが、ぜひ子どもたちの健やかな成長の助けになるように、また保護者の方にとっても、この事業が進むことによって働き方という部分での安心にもつながる事業かと思いますが、ぜひそういった観点での推進をお願いしたいなと思います。

他の自治体では、以前にも御紹介させていただいたように、例えば三鷹市は校庭の開放もやっていて、ただ三鷹市は、私たちも視察はさせていただいたんですけども、そこに至るまではかなり様々な体制の構築など、課題も当然まだまだあるのかなという印象もありますし、まずはできるところからしっかりと着実に進めていっていただくことが大事かと思っております。期待している事業ですので、円滑に進むよう期待して終わりたいと思います。

○小坂委員　同じところですが、これまでの質疑で大分イメージや、数字面でも確認させていただきました。私から確認させていただきたいのは、実際に子どもが50分間過ごす場のイメージです。シルバー人材センターの方が見守りをしてくださるということなんですけれども、ここで原材料費の計上がありますけれども、子どもたちは50分間をどのように過ごすかと市としてイメージしているのか、共有をお願いします。

○山元子ども子育て支援課長　事業場所においては、子どもたちに安全に過ごしていただくということを第一に考えて、読書とか折り紙とか、そういった形で過ごしていただくことを考えております。その際のシルバー人材センターの職員の児童への接し方等につきましては、繰り返しになりますが、業務マニュアルの中にケースに応じて事細かに、このようにしていただきたいということを記載しておりますので、そちらに沿って行っていただくことで、児童を大切にする形での事業運営が行えるようになると考えております。

○小坂委員　シルバー人材センターの方々が子育てをされていた頃とは大分状況が変わり、現在の子どもたちへの対応は、先ほど生活福祉課との質疑のところでも申し上げましたが、変わってきている部分があると思います。市の職員の方も入りながら、またマニュアルも作っていただきながらということで一定安心はしておりますけれども、こども基本法にのっとり、子どもの視点で子どもの朝のスタートが気持ちよく切ることができる場づくりということにも目を配っていただけたらと思います。一言いただけますでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　子どもたちにとってこの朝の居場所事業に行くことが苦痛にならないよう

に、丁寧に慎重に実施していただきたいと考えております。

○中山委員長　ほかにこのページで質疑のある方。

○だて委員　今のやり取りで大分分かりましたので大丈夫なのですが、一点だけ確認させていただきたいのは場所の関係です。第一小は放課後子どもプラン室ということで、これは学校内の施設、教室の一角と思いますが、第二小は公民館ということなのですが、第二小の建物の中、校舎内というのは何か理由があって難しかったのか、その後の移動とかも考えると学校内でやっていただくのが最善なのかなと思ったんですが、その辺はどうなのでしょう。

○山元子ども子育て支援課長　まず、事業終了後に事業場所から昇降口に向かう際の安全性の確保という点を鑑みれば、最も望ましいのは小学校の中のお部屋をお借りできることでした。ただ普通教室には生徒の私物が置いてありますので、個人の物を壊したとか、なくしたとか、そういったトラブルの発生を抑止するため、普通教室以外の場所を探す必要がございました。そうしたところ、第一小については放課後子どもプラン室をお借りできるということになりましたが、第二小についてはそういったお部屋がないということでございまして、そのため小学校内での実施が難しく、近隣施設ということで光公民館の1階ロビー、待合スペースをお借りする形となりました。

○だて委員　第二小の教室不足の問題は、私もいつもやっているのもので事情は理解しております。もちろんその辺は利用される方も含めて「何で学校じゃないの」と気になるころはあるかなと思ったので伺ったんですが、差し支えがなければですが、体育館という選択肢は難しかったのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　体育館で実施いたしますと、広いスペースがあるので子どもが元気に走り回ってしまっただけの発生頻度が高くなってしまうというおそれがございましたので、体育館は選択いたしませんでした。

○中山委員長　ほかにこのページで質疑のある方。

○鳥居委員　お願いいたします。民設民営保育所整備に要する経費についてお伺いいたします。この中で、新園整備に対する予算額は幾らになりますでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長　こちらの総額のうち、新園整備に関する費用につきましては2億8,380万5,000円となります。

○鳥居委員　約2億8,000万円ということですか。こちらの整備に関しましては国と都の支出金ということで本当に大きな補助を出していただいている仕組みになっていまして、ありがたく思うところです。

それで、令和9年度以降には経常経費として運営費が上がってくるかと思うんですけど、財政フレームでは運営費の試算を入れてあるということで運営費の試算額と、あと市負担額が分かれば教えてください。

○桑野保育幼稚園課長　今回の新園開設後の運営費の年間の事業費といたしましては約1億3,000万円を想定しております。そのうち一般財源としては約5,300万円を予定しております。

○鳥居委員　令和9年度以降の運営費の試算が約1億3,000万円で、市負担、一般財源が年に5,300万円ということで、やらなければいけない、やるべきこととして事業として行うのですが、経常経費の増額というのは重みとして感じて受け取っていかねばいけないなと思うところです。

新園の整備で、待機児童対策として待機児童ゼロに向けて一定の道筋が見えたことを本当にうれしく思うところです。今後の経過を見ていきたいと思います。

○中山委員長　ほかにこのページで質疑のある方。

○森田委員　一点だけ。先ほどの朝の居場所事業で簡単に確認なんですけれども、この事業がスタートし

て本当にうれしく思っています。登校時の安全対策なんですけど、各校10名ずつを想定されているということで、どうしても通常の登校時間からずれての登校になると思うんですけれども、安全対策等はどうか考えになっているのかなという、スクールゾーンにかからない時間帯で行くこともあるのかなという、登校時の安全対策について伺いたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 自宅から事業実施場所に向かう際には、午前7時半からの事業開始ということでスクールゾーン開始前に自宅を出るようになるため、その安全確保ということで保護者の付添いを必須としております。また、事業実施場所から昇降口に向かう際でございますが、第一小は学校の中でございますし、また第二小についてもすぐ近くでございます。

また、登校時間とずれないかという御質疑ですが、午前8時15分に事業を終了したら速やかに昇降口に向けて送り出すということで、学校の登校時間が8時15分から25分になっているということで、そことずれないということはないと思います。多分登校する児童に交ざって行ける形になります。

○森田委員 ありがとうございます。いろいろ安全対策を講じられているということが分かりましたので、課題等も見えてくるといいますので、ぜひしっかりと進めてください。

○森田副委員長 中山委員。

○中山委員 私からも幾つか確認させてください。朝の居場所事業については私も一般質問等々で求めてきたところであって、このように事業化されたことを一定評価しております。

その上で、今、一定質疑があったところなんですけども、10名程度で始まるのではないかという見込みの答弁でした。定員というのは設けているのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 定員は特に設けておりません。

○中山委員 分かりました。そうすると、子どもの人数が増えた、申込みの人数が増えたときは、またそのときで見守りの体制というのは検討されるという理解でよろしいですか。うなずかれていますので承知しました。

それで、今後の拡大についても一定質疑がありました。今のところ拡大する、しないとは言えないというところでしたけども、他校のニーズについてはどのように調査される予定なのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 他校について広げるという判断となった際に、アンケートを取るとか、あとは参考になるものとして学童保育所の三季休業期間中における朝の登所時刻というのがございまして、そちらを分析しながら、どの程度広げていくべきなのかということ判断したいと考えております。

○中山委員 いや、認可保育所に協力いただけるんじゃないかと思うんです。二次元コードでいいと思うんですけども、認可保育所で学校での朝の居場所の需要について保護者にアンケートを取るようにしたりとか、そういうのはできないのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 やり方については今後検討すべきものだと考えておりますが、ただ、保育園に通っているときと、子どもが小学生になったときでは保護者の就労の仕方等についても、また子ども自身ができることというのも変わってまいりますし、その点も含めて慎重に検討を進めていかなければならないと考えます。

○丸山市長 今、本件については様々な委員から御意見等々もいただいているところでありますが、まずは試行実施ということで、今回、私が就任して以来、スピード感を持って本件については対応するように指示をいたしまして、実際に関係所管は本当に頑張ってくれて、制度設計に臨んでもらいました。そうした中で、現時点でフルサービスというものを求めいただいても、試行実施だということを改めて御理解

いただきたいということと、その中において最優先事項として、まず安全の確保というところに重きを置いて本件の設計を進めてきたところです。

先ほど中山委員からの御質疑、また御指摘のところも理解はできるんですけれども、まだ現段階において他校に広げられるのかどうか、そもそも当市のリソースであったり、またやり方における課題が明確につかみ切れていない現状において範囲だけを広げてしまうと、ある意味で今後実施できない可能性というのも当然ありますので、その際にかえって御迷惑をおかけしてしまうということもあります。まず令和8年度についてはこの2校においてしっかり運営していく上での課題を検証していくということ、その上でどういったニーズがあるのかということ把握するということのようなことで進めたいと思います。

また、そもそも論になりますが、小1の壁という現代的な問題についても、これはどこかでも答弁したかと思うんですが、働き方そのもの、社会全体の課題でもあって、市のほうで、また自治体、公共という場所が必ずしも全ての場所を無限に広げて用意すべきものであるのかどうか、一方で就業場所のほうもそういう時代の変遷に合わせて働き方なり、そういった仕組みというものを整えていく、この両方の歩みがあって、また両方の動きがあってこの政策は解決を見るのかなと、このように考えていますので、なかなか現時点で、今日時点でまだ始まっていないということもありますので、御要望としては受け止めさせていただきたいと思うんですが、まず優先順位というところ、そして進め方というところでは御理解をいただければと、このように思っています。

○中山委員 丸山市長になってから一気に進んだなということは、私も承知しております。今、市長が後段に言われた部分は、私も一般質問でも述べましたし、ほかの方も述べていたと思いますけど、働き方改革を含めた社会全体の解決が本来必要な課題であるということも認識しています。そうはいつでも、そうでない現状において、小1の壁のサポートというのも一定必要ではないかというところで、国分寺市においても試行実施に踏み切っていただいたということで理解しております。

理解をしつつも、2校で始まるとなれば、では、ほかの学校はどうなのかというところも気になってしまふところでありまして、先ほど来の答弁をお聞きしている限りだと他校のニーズ調査というのが見えてこなかったのをお聞きしたところでもあります。ただ、それについてはまだその段階にないという状況だということは理解しました。まずはこの2校で実施してみて、継続実施に向けてはどういう課題があるのか等々を含めた検証が令和8年度でされるというところで認識しました。いろいろな課題があるということは木島委員からも指摘がございました、他市を視察されてのお話もありました。ぜひそういう課題をクリアしつつ、継続できるように頑張っていたいただきたいなという思いはありますので、この点で一言いただけますでしょうか。

○丸山市長 当然ながら、今言っていたとおりこの問題が現実存在しているということ、また御期待もいただいているということでありますので、当然ながらやるからには、これがどういった形であれば継続でき、また範囲としても広げることができるのか、所管のみならず、学校側の御協力もこれから仰ぎながら、またシルバー人材センター等々含め関係機関とも連携しながらしっかりと体制を整えて、その上で進められるところからしっかりと前に進めていきたいと、このように思っています。

○中山委員 承知しました。よろしくお願いいたします。三季休業中の課題等々もあるということは私も思っていますので、その点も含めて今後の課題だと認識いたしました。

一点、報道を見ていると、学校現場、特に教職員にお願いする形で市長部局側が強引にこの事業を進めた関係で、教職員が反対を表明するという報道もありました。最後の確認ですが、当市ではこういうよ

うなやり方、進め方はされていないということを確認だけさせていただきたいと思います。

○石丸子ども家庭部長　教育委員会のほうにも当初から御相談させていただきまして、特に第一小学校、第二小学校の学校長、また副校長にも様々御相談しながら進めているところです。協力を得ながらここまで来たという段階ですので、国分寺市としましては学校側とも非常によく連携しながらこの問題を進めてまいりたいと考えております。

○中山委員　ちょっと難しいというか失礼な質疑でしたけども、しかし今後については、広げるまではいなくても、第一小、第二小でやっていく上では学校現場の方たち、教職員に過度な負担となるような形だと継続が難しいと思いましたので確認させていただきました。ありがとうございます。

○中山委員長　ほかにこのページで質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、一定時間たちましたので10分程度休憩したいと思います。

午後 2 時28分休憩

午後 2 時42分再開

○中山委員長　委員会を再開いたします。

午前中に私から、今日は民生費までということを行いましたけども、その後は皆さんの協力が進んでおります。それで、本日は午後 5 時を目安に終わることとし、衛生費も含めて行けるところまで行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、198、199ページが終わりましたので、200、201ページ。

○松岡委員　ひとり親家庭自立支援給付金等に要する経費、生活福祉課の所管で簡単にお伺いいたします。さきの一般質問で、こういったひとり親家庭の支援の各課にまたがるようなサービス内容で支援内容を集約した母子家庭・父子家庭のためのひとり親家庭のしおりというのを作成していただき、今はその情報に飛べるような二次元コードがついたカード型の小さなものを窓口で相談に来られた際にお渡ししているということだったんですけれども、それ以外に配架されている場所などがありましたら教えていただきたいと思います。

○伊東生活福祉課長　まず、二次元コード付きの名刺サイズのカードを今年度から採用させていただいて、各所管課、関係課に配布させていただいているという状況でございます。

○松岡委員　分かりました。各所管課のところに置いてあるということです。こちらについてはとても便利といいですか、手に取りやすいものだなと一般質問のときでも思いましたし、今も思っているところです。周知がなかなか進まないひとり親家庭の支援というところで、自分が対象だと思えないとか、その余裕がないとか、そういったことが多い中で、とても有用な活用ができるのではないかなと考えているところです。特に内容的なところもありますので、公共施設のお手洗いであったり、あとは子どもへの支援を通じての幼稚園、保育園など、そういったところを配架場所として、それぞれ考えて検討されるといいのではないかなと考えているんですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○伊東生活福祉課長　まず、事業の周知については重要なことだと考えてございます。そして、私どもで作成しましたひとり親家庭のしおりには支援を包括したものが全て記載されているという内容でございますので、二次元コード付きカードの活用についても工夫ができるのであれば、その配架についても検討してまいりたいと考えてございます。

○松岡委員　ぜひよろしくお願ひいたします。年に1回、こちらも庁内で共有されて更新されているというところもありましたので、ぜひともこちらもよろしくお願ひしたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　進みまして、202、203ページ。

○はぎの委員　私からは育児支援家庭訪問事業に要する経費のところで確認したいと思います。委託料のところで育児支援ヘルパー派遣委託料の記載がありまして、育児支援ヘルパー事務事業が令和7年度より家事・育児支援訪問事業と子育て世帯訪問支援事業の2つに再編されたというところで理解しております。

たしか鈴木議員が昨年のどこかのタイミングで御質問されていましたが、産前の利用時間の部分とか利用世帯の人数といったものを御質問されていて、4月から10月末までで24世帯の利用があったということでしたけれども、その後も含めて現時点の段階で実際にどれぐらいの産前の御利用があるのか、その確認をさせてください。

○坂本子育て相談室長　産前の利用になりますけれども、12月末時点で29世帯の御利用がございます。

○はぎの委員　ありがとうございます。着実に利用者が増えているというところで確認させていただきました。

それで、以前、私、前回の予算特別委員会のときもそうですし、その前も確認させていただいたんですが、市民からの相談で、指定された支払い方法の種類が少なくてなかなか大変だということがありました。今回の事業再編で事業者が直接支払うということで、実際にホームページを見ますと11事業者が記載されていて、昨年、たしかどこかのタイミングで課長が支払い方法についてもしっかりとまとめたものを分かりやすくということでおっしゃっていたので、実際にホームページを見るとPay Payが可能とか、電子マネーが可能とか、現金とか、いろいろ分かりやすくなっていました。そこで選んでいただけるということですが、ここでお聞きしたいのは、例えば電子マネーとかPay Payの利用が可能な事業者に偏るといった傾向はあるんでしょうか、もしそこら辺で統計を取ってましたら確認させてください。

○坂本子育て相談室長　申し訳ございません、電子マネーが使えるところに偏っているというところまでの分析はできておりませんが、家事支援をメインにやられているといいますか、従来から家事支援を主にやられている株式会社の事業者でありますとか、そういったところの利用を希望される方が多い傾向にあることは把握してございます。

○はぎの委員　分かりました。支払い方法によっての偏りが出るのかどうか、今後もし何か分析していただいて、判明しましたら教えていただきたいと思います。

もう一つの子育て世帯訪問支援事業のほうで、支援対象はヤングケアラーもなっているところでありまして、実際にヤングケアラー世帯というか、そういったところでの御利用がスタートから今日まであったのかどうか、その辺も確認させてください。

○坂本子育て相談室長　まず、今年度2月末現在で9世帯の御利用がございますが、ヤングケアラー支援を目的とした利用に関しては実績がございません。こちらにつきましては、引き続き相談者の状況を丁寧に聞き取って、そういった方がいらっしゃいましたら周知に努めてまいりたいと思います。

○はぎの委員　承知しました。ありがとうございます。市のホームページでも「知っていますか ヤングケアラー」ということで、大変分かりやすい御案内のページを開設していただいております。これは提案

なんですけれども、実際に子ども専用相談電話も載せていただいていますけれども、そこに問い合わせから御案内を受けるということもあると思うんですけれども、こういった子育て世帯訪問支援事業のほうでそういった対象になっているといったことが何か分かるようにしていただけることは可能かどうかという、そこはお願いしたいなと思うのですが、そういったことは可能でしょうか。

○坂本子育て相談室長 子ども専用相談電話の周知カード、こそでんカードですけれども、そこに掲載する内容としては文字数が限られておりまして、まず分かりやすく、子どもたちの皆さんに読んでもらいたいような工夫をして掲載しているところがございます。実際に子育て世帯訪問支援事業の具体的な支援事業まで載せてしまうと、当初の目的というか、分かりやすさのところではなかなか難しい部分がありますので、御意見としてはしっかり受け止めさせていただきまして、どういった周知ができるかということは今後検討してまいりたいと考えております。

○はぎの委員 ありがとうございます。分かりました。私の質疑が分かりづらくなっていましたけど、ホームページにリンクを張って飛べるかどうかということだったんですけれども、いろいろなスペースの問題とか、また事業の趣旨といった部分の調整が必要だということは理解しておりますので、意見にとどめたいと思います。

○高野委員 今の関連で、この事業がヤングケアラーも対象になっているということを確認させていただきました。利用はゼロということですが、一点気になるのは利用者負担金のほうで、歳入の75ページにも利用者負担金が15万6,000円計上されておりまして、またしおり、チラシを見ても1時間800円とありまして、これはヤングケアラーについてはどのようになっているか教えてください。

○坂本子育て相談室長 今、委員からお話いただきました利用者負担金800円につきましては家事・育児支援訪問事業のほうになります。子育て世帯訪問支援事業につきましては、1時間当たり600円という形になっております。

○高野委員 失礼しました。2つの事業で800円と600円になっていると、ヤングケアラーのほうは600円ということでした。

それで、昨年の第1回定例会の厚生文教委員会で報告を受けた際に、1時間600円を徴収するかどうかは市の判断であるという御答弁をいただいています、他自治体のヤングケアラー支援事業などを見ると大体これは無料になっているということなんですけれども、この辺を市としては、今はヤングケアラーの利用はないけれども、これから利用が始まったときにどう対応される方針なのか、教えてもらっていいですか。

○坂本子育て相談室長 子育て世帯訪問支援事業の利用者負担金につきましては、委員がおっしゃるとおり他自治体では無償というか、利用者負担金を取らない自治体も多くございます。今年度、近隣市やほかの自治体の状況も確認してきたんですけれども、現段階において子育て世帯訪問支援事業の中で利用者負担金があるという理由で利用されない方はほとんどいらっしゃらないような状況でございます。今後また実績を重ねていって、市民の声、利用者の方の声、またケースワーク上でより使っていただくためにどうすればいいかといったことも研究しながら、利用者負担金の在り方については引き続き研究してまいりたいと考えております。

○高野委員 ぜひその辺は、有償にしてヤングケアラーの方からお金を取るというのは違和感がありますので、ここは意見にとどめますけれども、もう少し研究を深めていただいて、今後の調査などに合わせて支援メニューの一つとしてもつながってくると思うので、ぜひその辺もトータルに研究をお願いしたいと思います。

います。

○松岡委員　今の育児支援家庭訪問事業の育児支援ヘルパー派遣委託料の関連でお伺いいたします。補正予算審査特別委員会のときにも令和7年度の利用世帯は385世帯ということでもととても伸びていて、先ほどのはぎの委員への御答弁の中でも、産前の利用も10月から12月にかけて伸びているというところを確認させていただきました。令和6年度の制度では、例えば産後の単胎では180日まで利用できるというものを、今年度、令和7年度では制度設計を変更していただいて、産後の1年まで拡充されたというところがあります。ほかにもいろいろ変更点がありますけれども、こういった利用者数だけでは見られないような利用状況について、何か把握されていることがありましたら教えていただきたいと思います。

○坂本子育て相談室長　家事・育児支援訪問事業につきましては、申請件数が2月末時点で385人の方から御申請をいただいております。少し対象時期がずれるんですけれども、実際にこの中で利用されている方というのは、12月時点では実世帯数で138世帯というような状況でございます。補正予算審査特別委員会でも少しお話しさせていただきましたが、今回、令和7年度の当初予算では各区分の派遣の上限時間で見積もっておりましたが、実際の利用に関しては上限以内での利用にとどまっております。こちらの要因として一つ考えられるのは、利用期間が産後の単胎に関しては1歳になるまで延びているということではないかと考えておりますので、こういった方々がまだ使っていない分を令和8年度で使うことが見込まれます。また、新しい事業では多胎出産の方に関しては、これまで1歳までだったのが1歳以上2歳未満までお使いいただけるような形になります。令和7年度で多胎出産の方で1歳まででお使いになられた方がいらっしゃいましたので、そういった方が令和8年度にまた利用されることも見込まれます。そういったことも含めまして、令和7年度の実績といったものも踏まえて、今回、委託料に関しては少し増額したというところでございます。

○松岡委員　詳細に御説明いただきありがとうございます。多胎児のところでも1歳まで使われる方が令和8年度も使われるだろうということだったり、単胎の方でも1歳まで延びることで今後使うことがあろうと、そのように期間が長く延びるとまだ使えるんだなと産婦の方も思えて、そこには心の余裕も出てくるのかもしれないなというところを聞いて思っていたところでした。ぜひこちらについても、また見ていただけたらと思います。

今回の改正によって利用するときの申込みも電子化していただき、L o G o フォームで申請できるようになったと思います。こういったことによってもとてもハードルが下がっていくのではないかと感じているところでして、これまでも求めさせていただいてきたところでもあります。ぜひこちらも続けていただけたらと思っています。ありがとうございます。

先ほど事業者についても、はぎの委員への御答弁でありましたように11事業者というところで、令和8年度もこの事業者でいかれるのかどうか、そちらについてもお伺いしたいと思います。

○坂本子育て相談室長　事業者の数に関しましては、令和8年度以降も引き続き募集していきたいと考えております。数を増やしていきたいと考えております。今後利用が増えることも見込まれますし、また、これまで市民の方からも、事業者からも様々なお声をいただいているところもあります。随時事業については見直しを行い、よりよいものにしていくためにも、事業者数は一定確保していきたいと考えております。

○松岡委員　分かりました。まだ来年度以降も募集していくということでした。12月の鈴木議員の一般質問では、今、利用希望の方には全て派遣されているということをお伺っていて、とてもよいなと思っている

ところですので、こちらもぜひ引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、もう一点、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業に要する経費でもお聞きしたいと思います。こちらは個別説明票の通し番号75番にありまして、派遣単価の引上げによる増額ということになっていますが、こちらについての内訳をまず教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長　派遣単価の引上げについてでございますが、基本的な1時間当たりの単価につきまして、令和7年度は1時間当たり2,200円だったものを、令和8年度は4,400円に単価を引上げてございます。

○松岡委員　分かりました。倍増ということで、補助がとても高くなったと思います。こちらは需要が18時以降の利用が高いと言われていて、ヘルパー不足が課題として挙げられていることだと思いますけれども、今回の増額の目的であったり、その他変更点がありましたら伺いたいと思います。

○坂本子育て相談室長　今回の派遣単価の増額につきましては、令和7年度の国の補助基準額の基準単価の引上げがございまして、これが上限4,400円に引上げになりました。こういった国の動きを踏まえまして、本市としてもヘルパー派遣に関しては人材確保が課題となっておりますし、御申請、御相談があったときには安定して利用できるような状態にしていきたいと考えてございます。そういったことも踏まえまして、国の補助基準単価の引上げに合わせて本市の単価も上げたところでございます。

また、令和7年度は国の実施要綱で改正がございまして、これまで対象要件から外れていた離婚調停中などで離婚前の困難を抱える母または父についても対象とするというのが国の実施要綱の中で位置づけられました。本市においても、これまで離婚前の御相談があった経緯がございまして。そういったところも踏まえまして、今現在、市の実施規則を改正して、離婚調停中の方も対象にできるように準備を進めているところでございます。

○松岡委員　ありがとうございます。ただいまの御答弁の国の改正というところで、離婚調停中など離婚前の困難を抱える母または父についても対象とするというところはぜひお願いしたいなと思っていたところでしたので、今ちょうど進めていただいているというところであったり、運用を考えていただいているかと思いますが、こちらはぜひお願いしたいと思います。必要書類などの判断がなかなか難しいのかもしれませんが、実質的にひとり親として暮らしている御家庭はとても辛い思いをして毎日生活しているということをお聞きしているところです。ぜひよろしく願いいたします。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○小坂委員　高校生等医療費助成に要する経費のところでお伺いしたいと思います。こちらは数年前に所得制限も撤廃していただきました。まず、今回、令和7年度と比べて金額が600万円増となっておりますが、こちらの増額の考え方についてお示ください。

○山元子ども子育て支援課長　高校生等医療費助成に要する経費でございますが、こちらの対象者を微増で見込んでおりまして、その関係で医療費も微増と積算しております。

○小坂委員　本市はお子さんのいる御家庭の転入世帯が大変多くなってきていると認識しております。そんな中、こちらの事業は令和5年度から3年間、今年度まで都が事業費10分の10で補助ということです。2年前の予算特別委員会の議事録を見ますと、そのときの御答弁で、市長会を通じて令和8年度以降の財源部分について、恒久的に東京都のほうで責任をもって継続的に負担していただけるよう要望しているという御答弁が当時ありました。令和8年度予算を見ますと、都の補助は当初の予定どおり2分の1になっていますが、本市の一般財源から約3,000万円負担が増えているような状態が見てとれます。こちらの制

度は、高校生のいる家庭にとっては大変ありがたい制度であります。今後も引き続き東京都に要望をぜひ続けていただきたいと思います。この間の東京都との交渉の経緯とか今後の見通しについて、現在のところをお伺いしたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長　こちらの事業の開始に際し、東京都は、初年度となる令和5年からの3年間は当時の都制度の範囲内で行う事業、すなわち所得制限の範囲内となる御家庭に対する医療費の補助に対しては10分の10の補助を行うことで市町村の持ち出しのない形とし、それ以降は、他の子どもの医療制度と同様に2分の1の補助にすることを表明しておりました。その3年間の間、市長会とか、その他部長会、課長会というところからも要望を上げる機会があるたびに、令和7年度以降も10分の10の補助を継続していただきたいということで声を上げてまいりましたが、現段階において方針を変更するという連絡は届いておりません。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○森田副委員長　中山委員。

○中山委員　今の小坂委員の関連でお聞きしますけど、東京都は所得制限を撤廃したのかなと思っているのですが、その部分は2分の1の補助になるという理解でよろしいですか。

○山元子ども子育て支援課長　委員のおっしゃるとおりでございます。

○中山委員長　分かりました。ありがとうございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　204、205ページ。

○皆川委員　市立保育園の保育に要する経費の12の委託料です。この委託料に関しましては、昨年の予算書と比較しますと約300万円減額となっております。事務報告書を確認しますと、令和6年では医療的ケア児に関わっては、私が見る限りは見当たらなかったのかということと、令和7年度は実績ベースで今どのくらいなのか、何人かということ、そしてまた令和8年度に見込んでいるのは何人か、その辺りも教えていただければと思います。

○桑野保育幼稚園課長　医療的ケア児の受入れにつきましては、令和4年度から公立のこくぶんじ保育園で受入れを開始しております。その後、令和5年度から公立の恋ヶ窪保育園、そして令和7年度から公立のひかり保育園で受入れを開始しております。令和7年度の実績については、現在のところ公立3園で5名の医療的ケア児を受け入れております。来年度、令和8年度につきましては、公立保育園3園で4名を予定しておりまして、人数が1名減りますので、その分の委託料を減額しております。

○皆川委員　分かりました。資料請求すれば一目瞭然だったんですが、令和6年度の事務報告書から拾ったところでお聞きしました。令和4年度からの実績については承知いたしました。ということは、3園の中のこくぶんじ保育園は直営ですからいいのですけれども、あと2園に委託するということの数字だということで、そして人数も少なくなるということでよろしいですね。

○桑野保育幼稚園課長　こちらの委託料に関しては、医療的ケア児を受け入れるために医療的ケアを行う看護師を業務委託で配置するものですので、直営も含めて公立3園分を予算として見込んでおります。

○皆川委員　分かりました。特別な専門的な対応が必要だということで3園分だということは承知いたしました。令和4年度からスタートいたしまして、今3園に拡大して、本当に重要な事業であります。その中の、今申し上げましたこくぶんじ保育園が唯一直営なわけですが、こちらのこくぶんじ保育園で緊急一

時保育もなさっています。そういう意味では、基幹型保育所3園の中でも、さらに他の保育園よりもなかなか厳しい保育状況の方を受け入れるということでは高く評価したいと思います。予算の根拠としては承知いたしました。見解だけ述べて、これについての答弁はいただきませんが、直営の保育園ということでは、今後も皆さんのこれまでに培った保育の質と経験というものは、その保育園の中だけにとどまらずに、私といたしましては国分寺市の保育の様々な施策でも保育士の力というのを十分に発揮していただきたいなという思いがあります。

そこで、もう既に他の学童保育所であったり、ほかの保育の現場に異動されている方もいらっしゃるということなんですけれども、それをさらに今後、仕組みになるのか、制度ということでは制度設計が難しいのかも分かりませんが、ほかのところの保育事業にも関わって、また保育の現場に戻ってくるというような形で、国分寺市の唯一、本当に1園しかない保育園でありますので、他の保育園のまさに模範となるような保育をしていただきたいと思います。これについての答弁は要りません、見解だけ述べて終わりたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　206、207ページ。

○高瀬委員　学童保育所の保育に要する経費で簡単にお伺いしたいと思います。12の委託料なんですけれども、こちら看護師派遣委託料ということで医療的ケア児の受入れをされるのかなと見ておりますが、それで合っているかお聞かせください。

○山元子ども子育て支援課長　委員のお見込みのとおりでございます。

○高瀬委員　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が成立したことで、学校だったり保育園、また学童保育所に医療的ケアがあっても入所あるいは通学できるような環境がかなり整ってきたのかなと思っているところです。それで、昨年度も実は看護師派遣委託料があって、学童保育所でも受け入れる見込みがあるということだったんですけれども、その辺りの状況と、令和8年度についての見込みについてお聞かせいただきたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長　医療的ケアが必要なお子様に関しては、公設学童保育所で今年度から受入れを開始しております。令和8年度についても利用の御希望があるということで申請をいただいておりますので、同様の形で受入れを行う予定でございます。

○高瀬委員　金額としては下がっているかと思うんですけれども、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　事前に御家庭から利用予定を伺っているのですが、そちらの利用したい回数が減ったということで減額となっております。

○高瀬委員　分かりました。御家庭のお子さんの事情もあるということで、この辺は多少動くのかなということで理解いたしました。今後もさらに通う子どもたちが増えてくるかなとは思いますが、その環境整備にはぜひまた努めていただきたいと思います。要望で終わります。

○中山委員長　そのほか質疑のある方。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　208、209ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　210、211ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 212、213ページ。

○高野委員 生活保護の事務に要する経費で伺います。生活保護について、大きく報道もされているんですけども、決算特別委員会でも質疑いたしましたが、いのちのとりで裁判という、生活保護の国による引下げというのが平成25年から、いわゆるデフレ調整というのがありまして、それが違法だという決定があって、国がそれを再改定して差額を支給するとされております。これに関する紛争はまだ続いているという認識でもあるんですけども、国分寺市内におけるこの影響、世帯数または人数、準備状況について伺いたしたいと思います。

○伊東生活福祉課長 判決のことについて、詳細のことまで承知しているところではありますが、何分にも正式な通知等が2月に入ってから来ている状況で、今後に向けてどのような体制を取った上で事務ができるのか、あるいは対象世帯の把握、対象世帯の把握していた期間、これも含めて数値を精査しないといけないという状況になっておりますので、今はそういった準備をしている状況でございます。

○高野委員 他の自治体はもうかなり進んでいたりという事例もあるので、本市ではどうかなと思ったのですが、まだ準備、研究中という状況だというお話でした。

ちょっと難しい質疑になっちゃうかもしれないですけども。国のとおりに今言われているように払った場合と原告側の求め、最高裁判決との差額というのは、国分寺市全体で幾らかってというのは、答弁は難しいですか。

○伊東生活福祉課長 先ほども答弁させていただきましたが、まだ正確な対象世帯数と影響する金額については、生活保護システムからデータを抽出するなりはかなり大きな作業が必要になってございます。金額は数千万円、数億円の金額になることが想定されますが、まだ正確な金額をここでお示しするという状況ではございません。

○高野委員 分かりました。かなり全国的にも注目されているお話かと思うんですけども、別の視点で、基本的なところで、今の受給世帯数は何世帯になっていますか。

○伊東生活福祉課長 今、直近の生活保護の受給世帯数は、令和8年2月ですと1,124世帯という状況でございます。

○高野委員 ありがとうございます。これは他の議員も何度か時に触れて、時折質問させてもらっていると思うんですけども、法では、ケースワーカーは社会福祉法で80世帯に1人と定められていると思うんですけども、この市の現状はいかがでしょうか。

○伊東生活福祉課長 まず、令和7年度の4月のスタート時点ではケースワーカーが9人、そこから2名の増員を図りまして、4月の時点でのケースワーカーは11名でスタートしております。2名の増ということでございます。ですので、4月の時点では1,087世帯ということでしたので、単純に1,087世帯を11人で割り返すということになりますと1人当たり98世帯で来ている状況です。

○高野委員 今の答弁は98世帯、1人当たりということですか。

○伊東生活福祉課長 4月の時点では1人当たり98世帯という状況でございましたが、今現在の先ほど申し上げた1,124世帯ということになれば、1人当たりの世帯数は102世帯という状況でございます。

あと、付け加えて補足させていただきますと、令和7年8月に生活福祉担当係長が配属されたことによりまして、査察指導員についても1名から2名体制ということで体制整備を図っている状況でございます。

○高野委員 それはよかったです。前は1人だけだったのが2人になったということです。ありがとうございます

ざいます。

人的側面は今改善しつつあるという確認ができたと思うんですけども、生活保護のしおりについても決算特別委員会で指摘させていただきました。原則、今、扶養義務者には扶養の可否を照会しますが、DVや虐待の被害を受けていた等の事情がある場合は省略することがあるとなっております。これはその以前のしおりですと、事情に応じて省略することがあるとなっていたんですが、受給者に寄り添う立場から見たら一步後退した、つまりDVとか虐待の被害を受けていたと限定してしまうのでちょっと後退した、扶養の確認をしなくてはいけないという側面が非常に強くなったと受け止めさせていただきました。

それで、他の自治体を見ると、長年疎遠の場合等なども入っていたりしますので、そのように修正してはどうかという要望をさせてもらったんですが、その辺は常に見直しを含めやっていくという答弁をいただいたと思うんですけども、その後の検討状況を教えてください。

○伊東生活福祉課長　まず、現行のしおりにつきましては、毎年東京都の指導検査も私どもは受けておりまして、しおりの記載方法について指摘を受けているという状況ではございません。ですので、現行のしおりのまま、今は変更していない状況でございます。しかしながら、生活保護制度を正しくお伝えするという点につきましては分かりやすく、より親切で丁寧な記載ということにつきましては委員の考えと同調するところもあると思いますので、この点につきましては必要に応じて対応を図ってまいりたいと思います。

○高野委員　どうもありがとうございます。ぜひ検討して、見直しを進めていただければ幸いです。よろしくします。

○小坂委員　同じところでお伺いしたいと思います。資料第1号の24ページです。これを見ますと生活保護相談支援事務の月額会計年度任用職員の方が2名減で860万円の減となっております。先ほど正規職員のケースワーカーの人数を今年度9名から11名に増員していただいたということは確認させていただきました。時間額・月額会計年度任用職員含めた令和8年度の相談支援体制についてお伺いいたします。

○伊東生活福祉課長　生活保護を所管している相談支援員の体制になりますが、まず現状の令和7年度については9名の相談支援員を配置しております。その間、いろいろ検証させていただいて、先ほどのことになりますが、まず生活保護調査担当と債権管理担当の2つの職を廃止いたしまして業務の一元化、また体制の整備ということで令和8年度は臨みたいと考えてございます。

○小坂委員　体制を整備するということで月額会計年度任用職員の方2名分が減額となったということなんですけれども、そこの部分で2名減となっても、体制を整備することで相談支援には引き続き支援の質を落とすことなく令和8年度もやっていけるというようなことでよろしいでしょうか、一言お願いいたします。

○伊東生活福祉課長　相談支援ということですので面接相談ということに特化してお答えさせていただければ、面接相談の月額会計年度任用職員については、令和7年度と同様に1名の配置を令和8年度も継続するというところでございます。併せて相談支援系の正規職員1名も面接相談の任を担っておりますので、令和7年度、令和8年度は通常の体制で進めていくということでございますので、冒頭申し上げました2名が削減されたことによってそこに何か影響が及ぶことがあったり、負担が強いられるというような状況ではございません。

○小坂委員　市民対応の部分を減らしたわけではなくて、内部の事業を精査した部分で減らすことができたというような理解でよろしいでしょうか。福祉事務所のところで時間額会計年度任用職員の人員増が24

ページにあったように見受けられるんですけども、時間額会計年度任用職員についての御説明をお願いいたします。

○伊東生活福祉課長 時間額会計年度任用職員につきましても、令和7年度と同様の体制で令和8年度も進めていきたいと考えてございます。

先ほどの2名の月額会計年度任用職員の削減の部分ですが、ここにつきましては、先ほど業務の一元化、体制整備ということで、改めて正規職員がその部分の役割を担っていただくということで体制を考えてございます。

○小坂委員 正規職員の方が担っていただくということで理解いたしました。資料第11号を拝見しますと、ビジョンの施策評価で就労支援員とケースワーカーの連携により達成率が上がっていることとか、自立支援プログラム策定でも目標を上回っていることを確認させていただきました。とはいえ、今年度、そして引き続きこれからますます物価も上昇していく中、苦しい生活を強いられる市民の方は現状でも相談増加傾向にあるというのは以前お伺いしたところではありますけれども、早期からの支援が未来の扶助費の増額を抑えることにもなると思いますので、ぜひ支援を今後も、令和8年度も引き続き丁寧に市民生活を見ていっていただき、相談には丁寧に対応していただきたいと思います。一言いただいて終わります。

○伊東生活福祉課長 委員のおっしゃったとおり、生活保護制度を必要とする方については親切丁寧な相談、支援が行き渡るように組織として対応してまいりたいと考えてございます。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、進めます。214、215ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 以上で民生費を終わります。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時46分再開

○中山委員長 それでは委員会を再開いたします。

衛生費に入ります。216、217ページ。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 218、219ページ。

○皆川委員 災害医療関係に要する経費のところでお聞きします。個別説明票の15ページ通し番号83です。その中には特に書いていないんですけども、昨日、高瀬委員から在宅医療に関わって、高齢福祉課の取組についてお話しされました。そこで健康推進課とも連携するという旨の話だったんですが、この今申し上げました災害医療関係に要する経費の中には昨日の連携という部分での予算が計上されているのか、何かしら事務費とかが入っているのかどうか、その点をお聞かせください。

○占部健康推進課長 この事務事業にはそういった予算は計上されておりません。

○皆川委員 分かりました。ただ、この事業に関しましては、診療所などはBCP策定の義務化ということも法律で決まっているようです。在宅医療の拠点となる医療機関で事業継続計画(BCP)の策定が義務づけられているということもありますので、予算上は今は見えませんが、恐らく高齢福祉課とも

連携して2026年度、令和8年度に取組をしなければならないと思っておりますので、特に予算はないんですけど、そのような取組を進めていただきたいということで確認させていただきました。一言だけいただいて終わります。

○占部健康推進課長　今年度から高齢福祉課を主管課として東京都の災害時在宅医療提供体制強化事業に係るモデル事業を活用し、災害時の在宅医療における対応体制について検討が行われるものと承知しております。その中で在宅医療を担う医療機関のBCPについても検討課題に挙がる方向であると聞いております。今年度、災害医療救護計画及び災害時保健活動計画を策定しております。今後は在宅医療等に係る要配慮者への対応の整理も重要になってくると考えておりますので、高齢福祉課とも連携しながら進めていきたいと考えております。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○松岡委員　こども家庭センター事業（母子保健機能）に要する経費のところで何点かお伺いしたいと思います。まず、個別説明票の通し番号84番です。令和5・6年度対象の出産・子育て応援ギフトについて、商品等への交換期限が終了したと書かれてあり、こちらは補正予算審査特別委員会でも一部確認させていただいたんですけれども、この令和5・6年度の対象分の減額が書かれてあります。こちらのみでよろしいですか、令和8年度の予算の中ではそれ以外に変更はないのか、教えていただけたらと思います。

すみません。個別説明票に「令和5・6年度対象の出産・子育て応援ギフトについて、商品等への交換期限が終了したことによる減額」と書いてありますが、こちらの対象分のみでよろしいかどうかの確認をさせてください。

○坂本子育て相談室長　こちらの記載は主に大きな要因として、今回減額のところを記載してございます。この委託料に関しましては、それ以外の育児パッケージでありますとか産後ケア事業などのほかの委託料も入ってございますのでそういった部分のところの増分もあるんですが、最も大きく割合を占める部分をこの個別説明書に記載させていただいております。

○松岡委員　分かりました。補正予算審査特別委員会のときに確認させていただいたのは、このギフトを交換する対象のほとんどの方が登録して使っているということをお聞きしたので、そちらについて大きく減額されているので、それには変更はなく、令和8年度もそのような見込みをされているかどうかというところを確認したかったんですけれども、こちらについてはいかがですか。

○坂本子育て相談室長　令和5年度、令和6年度の事業が終了しておりますので、商品等への交換が終了した、完了したところでこの事業費は、令和7年度に計上したのに関しては全て減額させていただいたという形になります。

○松岡委員　承知しました。つまり、令和7年度分もそうですけど、令和8年度分も対象者の方は登録されて使っていただけるということになっていくのかなと思いますので、こちらは引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点です。同じ項目の多胎児家庭移動支援助成金のところでお伺いたします。こちらは令和7年度の予算が16万8,000円で、今回は28万8,000円とあります。令和6年度の事務報告書では10万5,400円という実績が書かれてありました。令和7年度の利用状況及び実績見込みと、令和8年度に増額されている理由、どのような見込みで積算されているのか教えていただきたいと思います。

○坂本子育て相談室長　令和7年度の状況でございますけれども、令和6年度実績よりも少し減少しております、2月の時点で7人の方の申請があるような状況でございます。令和8年度に関しましては、12

人の申請があると見込んで計上してございます。

○松岡委員 分かりました。御説明ありがとうございます。現在、生後1か月児健康診査の事業自体が任意のものということで、こちらの多胎児家庭移動支援助成の対象外となっていると思います。これまでの一般質問でも述べさせていただいたんですけれど、多胎児を育てる方は産前からすごく体力が低下して、途中で入院をされていたりとか、単純にお二人、3人の新生児と移動するという1か月児健診には助成がなく、3～4か月児健診以降の市の事業には補助があるというところがありましたので、1か月児健診にもぜひと思っていたところで質疑させていただいてきました。令和8年度の10月から市の新規事業として1か月健診が対象となるということなんですけれども、多胎児家庭の移動支援についても対象となっているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

○坂本子育て相談室長 令和8年10月から開始する1か月児健康診査も多胎児家庭移動支援の対象となります。

○松岡委員 分かりました。対象としていただけるということで、こちら周知を進めていただいて、ホームページにも書いていただけるとと思いますけれども、ぜひお願いしたいと思います。

併せまして、今、こちらの申請は窓口に行ったりとか、それが難しい場合は助産師、保健師が御家庭に来ていただけているとなっていると思います。タクシー代として使ったものを償還払いという形でお支払いされていると思うんですけれども、申請がなかなかこの時期は大変だという声は引き続き聴いているところですので、こちらについても検討していただきたいと思いますと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○坂本子育て相談室長 今お話しいただいた部分に関しましては、そういったお声というのは私どもにも届いております。ただ、今現在の仕組みとしては、市のほうに来ていただいて面接させていただくことを基本としております。なかなか市のほうに来ていただくのが難しい場合は、こちらから御家庭を訪問させていただくような形になります。こちらについての御意見は受け止めさせていただきまして、引き続き丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○松岡委員 分かりました。面接とか訪問で対面で会うということを大事にされているということだったと思います。利用しやすさについても、また引き続き検討していただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○久保委員 松岡委員の確認されたところは、私自身も多胎児の移動支援の部分の詳細をお聞きしたいと思っておりまして、今のお話で具体的に聞きたいところは分かりましたので、ありがとうございます。

今回の新しい事業の一つでもある初回産科受診の支援事業について、具体的な細かい確認をさせていただきたいんですけれども、この事業に関しましては、ある程度こういった部分まで費用の助成が入るところで、具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。

○坂本子育て相談室長 こちらの初回産科受診料の費用につきましては、産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用を助成する事業となっております。利用上限額としては1万3,000円となっております。

○久保委員 分かりました。これは実際、その後に償還払いか何かの形という、申請の仕方も教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 こちらの実施方法に関しては2通りの方法を予定してございます。まず1つは、対象者の申請に基づき受診券を渡して、市と協定を結んだ指定医療機関で受診していただきます。指定医

療機関の請求に基づき、市のほうが直接医療機関に支払う方法がございます。もう一つは、費用を利用者の方にまず負担していただいて、後で市のほうで償還払いする方法の2通りとなります。

○久保委員 妊娠の判定に要する費用ということで確認していますので、受診券云々というのがちょっとイメージが湧かないんですけれども、もう一度御説明をお願いできますでしょうか。

○中山委員長 どのタイミングで受診券をお渡しできるのかですね。

○坂本子育て相談室長 まず最初に御相談いただいて、市のほうに申請していただく、申請いただいた際に、先ほどの受診券方式の方には、申請に基づいて審査して受診券をお渡しいたします。利用される方はその受診券を持って、市が協定を結ぶ医療機関を受診していただきます。費用負担に関しては、医療機関から市に直接請求していただくという形になります。もう一つの償還払いのほうは、もちろん事前の相談もあるかもしれませんが、先にまず御本人のほうで費用を支払っていただいて、その後で御申請いただいて償還払いしていくという方法になります。

○久保委員 承知しました。なかなか現実には即しているのか判断が難しかったんですけれども、基本、償還払いもしっかりとあるということなので、その点の理解が進みました。ありがとうございます。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 220、221ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 222、223ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 224、225ページ。

○久保委員 がん検診費のところで質疑します。

今年度、がん検診の中の胃がん検診の検診内容が内視鏡も含めて充実していただいていると思います。年度の途中で受診者も大変に多くなっていて、見込んでいた件数がすぐに満杯になったともお聞きしています。胃がん検診の今年度の状況について、今の時点で分かる部分で結構ですので、お願いいたします。

○占部健康推進課長 令和7年度の状況につきましては、胃の内視鏡検査については400人程度の枠を用意していたんですけれども、実績では360人程度が受けられるというような形で、まだ決算が出ているわけではないんですけれどもそういった形になります。あとエックス線検査については、1,100人程度が受診されているというような状況でございます。

○久保委員 分かりました。それに伴いまして来年度、令和8年度の見込みについても教えてください。

○占部健康推進課長 こちらのについては、令和8年度は胃内視鏡検査の定員を600人程度、前年度より200人プラスで検討しております。実施期間についても6月から12月と、今年度は7月から実施したんですけれども、1か月前倒しして6月から12月ということで対応する予定でございます。

○だて委員 細かいことで恐縮なのですが、ぶんじ健康ポイントアプリのところなんですけれども、私もダウンロードして登録してやっているんですけど、スマホに入れたときにアイコンが、私だけなのか、皆さんがどうなっているか分からないんですけど、直接的にぶんじ健康ポイントアプリというのが分からないアイコンになっているんじゃないかなと思うんですけど、皆さんがそうだったらあれなんですけど、それがもうちょっと分かりやすいものにならないのかなというところで伺いたいんですけど、理由も含めて。

○占部健康推進課長 こちらのアプリについては、もともとW o L Nという健康ポイントサービスアプリ

のシステムを使っているんですけど、その中で各市町村がぶんじ健康ポイントアプリとかそういったものを選ぶような形になっているというところなので、なかなかそのアイコンを変えるというのは難しいということでございます。

○だて委員 システム上でできないということであれば仕方ないかなと思うんですが、慣れれば「ああ、これだ」と認識できるんですけど、最初のうちはちょっと分かりづらかったということで、細かいことですが確認させていただきました。

現状はどのようなのですか、ぶんじ健康ポイントアプリ導入から今の段階で、ダウンロード数は伸びている状況でしょうか。

○占部健康推進課長 ぶんじ健康ポイントにつきましては、今年1月5日にリリースさせていただきました、登録者数の推移につきましては1月末時点で1,661人、2月末時点で2,182人、3月5日時点で2,215人という登録者数となっております。当初目標では900人程度を想定しておりましたので、予想を上回る方に登録していただいたということで考えております。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○久保委員 人間ドック検診費のところを確認させてください。委託料なんですけれども、人間ドック検診料が増額されているかと思うんですけれども、内容等で何か変化したところがありましたら教えてください。

○占部健康推進課長 人間ドックにつきましては今年度も実績が増えておりまして、実績見込みが940人程度となっておりますので、来年度予算についても950人程度ということで見込んでおります。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 進みまして、226、227ページ。

○脇村委員 よろしく申し上げます。予防接種に要する経費のところでお伺いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症予防接種委託料というのがありまして、その他予防事務に要する経費の01報酬というところに予防接種健康被害調査委員会委員報酬というのがございます。次のページで大変恐縮なんですけど、229ページに21の補償補てん及び賠償金というのがあって、どなたか新型コロナワクチンを含む予防接種の副反応の被害で補償補てんを受けておられる方がいらっしゃるんだなというところで、ページが戻って恐縮なんですけど、歳入の43ページの一番下のところ、1番、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金というのがあって、新型コロナウイルスの副反応の被害でどなたか給付を受けておられるんだなというところが分かるわけですけども、令和7年度のワクチンの副反応被害の実績を簡単にお伺いできればと思うんですが、認定件数とか、支給実績額とか、予算に対する執行状況とかをお伺いできればありがたいです。お願いします。

○占部健康推進課長 予防接種健康被害救済制度につきましては、厚生労働省がホームページにおいて国全体の申請件数、認定件数、否認件数等を公表しており、こちらを市独自で公表を行う考えはございません。市のホームページのリンクより、厚生労働省のホームページで確認していただくことができます。令和7年度の医療費医療手当の支給実績につきましては3月5日現在で163万5,720円となっており、令和7年度の当初予算額400万2,000円に対する執行率は約40.9%となっております。

○脇村委員 ありがとうございます。市としては件数といったようなことは公表されないということで理解いたしました。

事務報告書のほうになるんですけども、事務報告書の354ページの上のほうの3番という項目なんですけど、健康被害救済申請の対応、新型コロナウイルス感染症予防接種により生じた健康被害のうち、国の疾病障・害認定審査会で認定となった案件について、医療費・医療手当・死亡一時金・葬祭料を支給したとありますので、ここまで見て初めて、どなたか国分寺市で新型コロナウイルスのワクチンの副反応の被害で亡くなっておられるんだなということが分かるわけなんですけども、一時期よりは、いわゆるワクチンハラスメントというか、みんな受けないといけないみたいな、そういう風潮はすごくずっと弱まったと理解していますし、あまり目くじらを立てる必要はないのかなとは思うんですけども、先般の代表質問でも、市としては予防接種事業は正しい情報に基づいて本人が、市民の一人一人が受ける、受けないの判断ができるような推進の仕方をするということをお約束いただいたというような記憶がございますので、こういった情報はぜひとも公表していただきたいと思うんですが、一言いただけますでしょうか。

○占部健康推進課長 制度に係る公表の在り方については、引き続き研究してまいりたいと考えております。また、委員のおっしゃるとおり制度への理解は重要となりますので、引き続き丁寧に周知広報を行っていきます。

○脇村委員 ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。ありがとうございます。

○松岡委員 今回の関連でお伺いしたいところが1件あります。その他予防事務に要する経費の予防接種健康被害調査委員会委員報酬というところで9万2,000円の計上がされていますが、令和7年度の当初予算で、それまでは補正予算で上げていたんだけど初めて当初予算で令和7年度に上げられたというところを確認させていただきました。今回、令和8年度も再度増額が出ているというところで、健康被害救済制度へ新たに申請されるような見込みがあるということなのか、その辺りを確認させてください。

○占部健康推進課長 令和7年度については、委員会開催の実績はございませんでした。ただ、現時点でもそういった御相談については入っておりまして、申請がある可能性もございますので、令和8年度についても2回分の開催について予算を計上させていただいたというところでございます。

○松岡委員 令和7年度は開催がなかったというところを確認しまして、2回分、同じようにその分を令和8年度に計上されているというところで確認しました。こちらの相談がありましたら、ぜひ寄り添っていただきたいと思います。

あともう一点、予防接種に要する経費のところでお伺いしたいと思います。施政方針でもありましたが、男性が対象のHPVワクチンの予防接種委託料というのは、12の委託料の一番下のHPV感染症予防接種委託料、1,334万8,000円の部分で間違いないでしょうか、まず、そちらを確認したいと思います。

○占部健康推進課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○松岡委員 分かりました。こちらは新規に始まるというところで、代表質問でも少し触れさせていただいてはいますけれども、市でワクチンの説明書を作成していただけるということがこれまでの一般質問を含めてあったと思いますが、どのような内容のものを想定しているのか教えてください。

○占部健康推進課長 ワクチン説明書には効果と副反応等について、メリット・デメリットについて詳細に記載させていただきたいと考えております。副反応の記載につきましては、発生頻度ごとに主な副反応の種類を記載させていただきます。例えば9価ワクチンですと50%以上の方に疼痛（接種部位の痛み）といったものが発生します。主な副反応としましては接種部位の痛みや腫れといった局所反応や発熱、頭痛などになりますので、これを発生頻度ごとに記載させていただきたいと考えております。また、まれに報告される重い副反応としてアナフィラキシー等の症状が起こる場合がありますので、こういったものにつ

いても記載させていただく予定でございます。

○松岡委員 丁寧に書いて記載していただけるのかなと御答弁から伺いましたので、ぜひ発生頻度ごとというところと、本当にごくまれですけれども重たい副反応が報告されているものですので、そちらについても分かりやすく載せていただきたいと思います。

一般質問でも要望させていただいたところだったんですけれども、副反応が起こった際に一番最初に行く医者などの医療機関が肝腎なものになると思います。そこでの判断がどのようにされるかというところが大事だと思っているんですけれども、最初の医療機関でどのように診断するかであったり、チェックシートがあったり、そういったものが「プライマリーケア医が行うHPVワクチン副反応診療の手引き」というものとして出版されているところではありますが、こういったものをぜひ医師会などで共有していただきたいなと思ったりしますが、こういった最初のプライマリーケアが大事という点を含めて見解を伺いたいと思います。

○占部健康推進課長 委員の御紹介の文書については、内容を確認させていただきたいと思います。

○松岡委員 ぜひよろしく願いいたします。副反応がもしあった際にはぜひ相談にも寄り添っていただき、引き続きになりますが対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○皆川委員 227ページの一番上にありますメンタルヘルスチェックシステム運用委託料のところでお聞きします。これは、前のページからの自殺対策に要する経費ということでこのページに上がっているものです。この運用委託料に関しましては昨年度よりも5,000円アップしているわけなんですけど、毎年これは上がっていくものなのか、まずこの委託料の考え方について教えてください。

○占部健康推進課長 こちらの内容については大きく変わるものではないと確認しておりますが、事業者の見積りによる予算計上となります。

○皆川委員 事業者は、毎年見積りを取って決定していくということによろしいのですか、事務的には。ですので、そういう意味では事業者が替わるということ、年によって違う事業者になるということですね、今の説明だと、いかがですか。

○占部健康推進課長 こちらについて、毎年度契約はしているんですけれども、事業者については変更していないところでございます。

○皆川委員 事業者が同じで内容も変更していないのに金額が上がるというのは、その事業者の考え方でしょうから、分かりました、承知しました。

それで、自殺対策の事務事業は令和6年度からきちんと事務事業ということで位置づけて、事務報告書にも書かれています。そして年間のアクセス数は令和6年度の事務報告書では6万1,670件となっておりますが、令和7年度はまだ終わっていませんけれども、現状でどのような数字なのか、分かりましたら教えてください。

○占部健康推進課長 今年度の実績については、1月までの実績になるんですけれども全体で2万6,371件ということになっております。

○皆川委員 分かりました。令和6年度の事務報告書では令和6年度4月から令和7年3月まで6万1,670件とありましたので、年によって様々変動がもちろんあるかと思いますが、かなり数字が違うなというところで、まだ年度末まではちょっと分からない状況です。

そこで、このチェックの画面を見ますと年代別にも10代、20代、30代といったように分かれているわけなんですけど、分析についてはどのようになっているのか、その点はいかがでしょう。

○占部健康推進課長　こちらについては事業者が簡易な分析をやっていただいております、男女、年代別の落ち込み度、うつ度の割合といったところについては分析が出ているところでございます。

○皆川委員　分かりました。簡易といえどもおおよその傾向が分かるのだろうと思います。ここでは一つはお聞きしませんが、ぜひその分析を生かして次の政策的アプローチといいますか、そういうことに活用していただきたいと思っております。

といいますのは、本当に昨今、自殺の数としては全体的に2万台ということで少なくともはなっているんですが、その中でもとりわけ子どもの自殺が多いということで、様々なアプローチといいますか、手だてといいますか、そういうことが必要ではないかと思っております。そのことは深刻に受け止めて、市としてもしっかり取り組んでいただきたいという思いがあってこの質疑をしました。

そこで、以前私が提案しておりますが自治体連携事業というものの、近隣では東村山市、日野市でも行っておりますけれども、その事業について、現在の取組状況はいかなのでしょうか。

○占部健康推進課長　自殺対策に係る自治体連携事業につきましては、御紹介いただいている事業者も含めまして、自治体連携事業を受託している事業者の確認を全体的に行っているところでございます。支援に当たっては、相談者の状況に応じた様々な相談内容に対して、市側の相談受入れ体制を確保していく必要もありますので、事業を実施した場合の運用方法等も含めまして、他市の事業実施内容も確認しながら引き続き研究してまいりたいと考えております。

○皆川委員　ぜひよろしくお願いします。といいますのは、こういう連携をすることによって事業者が24時間365日、本当にフルに相談の体制ができていうことで、その中で仮に国分寺市民の方が相談に行ったときに、もちろん御本人の確認は必要なんです国分寺市につなぐというような体制になっている事業です。ぜひ研究して、一步でも令和8年度に進めていただくようお願い申し上げまして終わりたいと思います。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

○久保委員　予防接種に要する経費のところ、二、三点確認させていただきます。今回、新しい事業として男性のHPVワクチン任意接種事業を始めていただけるということで、予防医療の観点からもしっかりと副作用、副反応のことをいろいろと周知はしつつ、しっかりと健康維持というところ、健康増進のために活用していただければと思っております。

市民の皆さんから、特に男性のお子さんをお持ちの方で本当に意識の高い方から、私自身もすごく言われて、こういったHPVのワクチンに関して、女性だけではないという訴えをいただいております。その中で今回、事業の内容として女性の定期接種になる小学6年生相当から高校1年生にプラスアルファで、大きく令和8年度、また令和9年度に関して特例措置ということで、高校2年生及び大学4年生相当に当たる年齢の男性も対象としていただいたということで大変に感謝して、高く評価しております。その点の経緯というか、その部分に関して、まず一言いただければと思っております。

○占部健康推進課長　こちらについて、令和8年度、令和9年度については特例措置として、先ほどおっしゃった高校2年生から大学4年生の男性の方も対象とさせていただきます。こちらについては、これまで公費での接種機会のなかった方について年代を幅広く取り、できるだけ多くの方に接種を受けていただきたいという市長の意向によるものでございます。

○久保委員　ありがとうございます。先日ある大学生の方とお話をする機会がありまして、大学生の男性も大変意識が高く、女性を守るという部分だけではなく、自分自身の予防医療、健康に関しての知識とし

て勉強されている方だったと思います。そういった点で、国分寺市には大学もございますので、そういったところも含めて周知等については広く周知していただけたらと思いますが、その点はどのような状況でしょうか。

○占部健康推進課長 周知につきましては、事業開始が4月1日となりますので、市報、ホームページ等で広報を行う予定でございます。また、公共施設や医療機関等へのポスター、チラシを作成しまして配架等も予定しておりますので、委員がおっしゃった学校等についても置かせていただけないかといった交渉も進めていきたいと考えております。

○久保委員 ありがとうございます。男性のHPVワクチン任意接種については、これで一旦終わりたいと思います。

次に、带状疱疹の予防接種についても確認させていただきます。今回も継続で50歳以上の皆さん、また定期接種に達しない方々に予防接種を受けていただけるという任意接種の事業も継続していただくというところで、ありがとうございます。実際、50歳代の方々からのお声もいただいています、定期接種そのものは国の決めた年齢が65歳というところで、50代で任意接種で受けさせていただくと、次はワクチンが切れた頃じゃないですけれども、そういったところで定期接種になるというように言われて、带状疱疹で大変痛い思いをされた方からのお声もいただいております。この带状疱疹予防接種は、令和6年度は事務報告書で確認しておりますので申請者45件と書かれておりますが、令和7年度の今の状況を分かる範囲で結構です、教えていただけますでしょうか。

○占部健康推進課長 带状疱疹の定期、任意の予防接種の令和7年度の実績ということになると思います。が、正直、今の時点で数字は出ていないんですけれども、定期接種についてはかなり反響があり、12月で補正予算も計上させていただいたというところでございますので、かなりの方が接種していただいているということで考えております。

○久保委員 分かりました。任意というか、定期接種については補正もしていただいているというところで理解させていただきました。

では、次は違う観点になりますけれども、予防接種に要する経費の中で骨髓移植等により免疫を失った方に対する予防接種、再接種の費用助成制度が今回、令和8年度から、今まで18歳未満というところでありましたけれども20歳未満に拡充していただいているということを確認しております。ありがとうございます。実際そんなに件数が多いというわけではないかと思うんですけれども、年度内にいつもお一人、1件なのか、2件なのか、毎年のようにあると認識しております。その点、今回の予算を組んでいる部分に関しまして、何件の見込みで組まれているか教えてください。

○占部健康推進課長 今回の助成につきましては対象年齢を広げておりますので、その広げた部分の年代の方について1名、それ以外の年代の方で5名、合計6名の方が申請されるという形で予算を組ませていただいております。

○久保委員 ありがとうございます。その点を、大きく広がっているということをまた広報していただけますように、その点もよろしくお願いします。答弁は求めません。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 228、229ページ。

○高野委員 環境衛生に要する経費のところでは伺います。委託料のところでは不快害虫駆除業務委託料、ま

た、アライグマ・ハクビシン防除業務委託料というのが計上されているわけなんですけど、これは決算特別委員会でも、その他の委員会でもありましたが、クマネズミといった動物が大量発生しているということで市民から御要望が、対応してくれないかという相談を受け付けて、それについて市へ御相談したことがあったんですけども、この辺の流れというか基準について御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○小野木環境対策課長　こちらは、まず予算計上しておりますカラスの巣撤去や、不快害虫駆除の業務につきまして、これは具体的にはスズメバチの巣の撤去になります。あとは、アライグマ・ハクビシンの防除費用につきましては外来種生物の駆除というところに対応費用を計上させていただいています。また、スズメバチの巣やカラスの巣の撤去につきましては、人命の危機があるようなスズメバチへの対応とか、カラスについて計上させていただいているところになります。

ネズミにつきましては、そういったところは今のところないと判断しておりますので、特に市のほうで何か対応ということはしておりません。問合せ等があった際には、そういった生き物に対応している業者の集まっている協会がございますので、そちらを紹介差し上げて対応をお願いしているところになります。

○高野委員　ありがとうございます。外来種であるとか、あるいは人命の危機というのが一つの対応の基準になっているということでありました。

それで、そういったことは要綱とかに決められているわけではないのですか。うなずいてらっしゃるのでもそういうことなんですね。その辺、例えばカーブミラーとかの件でもそういった基準があって、その公開を求めたところ公開していただいたんですけども、今おっしゃったことは別に特に隠し立てするようなことではないと思うので、そういった基準なり、流れなりを公開して、もうちょっと情報提供するということについてはいかがでしょうか。

○小野木環境対策課長　そういった基準につきましては特別定めているものがございませんけども、ただアライグマ・ハクビシン防除の経費につきましては補助金の実施要綱という形で定めております。スズメバチとカラスの巣の撤去につきましては特にそういった基準は定めておりませんので、それは内規ということで、内部でそういった費用を予算化することで対応しているというところで御理解いただければと思います。

○高野委員　分かりました。ただこの前の再開発というか、爆発の事故があった大きな所で一気に森林がなくなって、そうするとクマネズミが大量に出てきて、私も実際に現物を見たことあるんですけども、ただ一定時間がたつと居場所をどこかに見つけて、その途中のマンションとかいろいろな人通りのところに出てきてということなのかなと、素人考えながら感じる場所であるんですけども、これからも市内のいろいろなところで開発があると、一定そういったクマネズミの害を受ける方もいらっしゃると思うので、そういったときに市としてどうしているかということで、まずは現状を知らせるということも必要かなと思うんですけども、これは意見でとどめまして終わりたいと思います。ありがとうございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　230、231ページ。

○だて委員　環境基本計画等に要する経費の一番下の再エネ・省エネ設備等設置助成金のところで、個別説明票は16ページの通し番号89番に出ております。昨年度に比して大きく補助金が少なくなって、35%ぐらいの減かなと思っております。現状として、今年度分も11月末ぐらいには全部予算を消化し切ってしまう

って、それ以降はもう打ち止めという形になっているという状況があります。今回減にした理由については個別説明票に書いてありますので、そういうことなんだろうというようには思っているんですが、それでも今年度についても間に合わなかったという方方も一定おられるということで、一定世の、市井の需要についてはまだ旺盛なのかなというように思っているんですが、国分寺市として脱炭素社会実現に向けた政策の中における整合性の部分で、特段ピークを越えたという認識の中でこういった削減する形に決定しているのか、その辺の考え方について伺いたいなと思っております。

○坂本環境経営課長　こちらの助成事業につきましては、令和5年度までは当初予算で800万円前後を計上しておりました。令和5年度に補正予算、予算流用により決算額が3,000万円台に増えております。また、令和6年度は補正予算による増額を経て、決算額は5,000万円程度に増額となってまいりました。これまで増額の一途をたどってきたことから、令和7年度については立ち止まるような意味合いも含めまして、予算を3,905万円としたような経過がございます。

背景としまして、機器類が低価格になってきているというような状況がございます。また、電気代が高くなりまして、太陽光パネルと蓄電池の設置による電気代の低減効果が得られやすくなったという背景もございます。また、東京都が高額の補助を展開していることから、設置する人が増えてきているというような状況でございます。

当市の助成を受けるためには、太陽光パネルと蓄電池を合わせるケースで約200万円から300万円前後というまとまった資金を用意する必要があります。個別説明票に記載のとおり、近年では設置時の費用負担を抑えた技術であるとか屋根出し、また、PPAという発電された電気を自ら消費するというモデルなどが増えてきておりまして、選択肢が増えているような状況でございます。このような背景から、今まで増額の一途をたどってきたこの助成金に関しまして、ここで一旦少し整理するという意味合いで計上費用を抑えたというような背景がございます。

○だて委員　分かりやすく御説明いただきましてありがとうございます。いろいろなやり方ができて、以前よりは多少リーズナブルにできるようになったということと、予算も無尽蔵にあるわけではないというような中で、これまで右肩上がりにずっと伸び続けると、需要はあるにしてもなかなか、じゃあ、幾らまで払い続けるんだというような考え方というのも理解するところでございますので、一定仕方ないのかなというように思っているところでございますけれども、まちの中の義務化とか、東京都の関係とかいろいろあるにしても、一定程度まだ需要は当然あるかなと思っていますので、今年度についても11月末で割と早くなくなってしまったということで、駆け込みアウトみたいな形で間に合わなかった方も何人かおられるというような話も伺っているところでございます。

市の補助金といっても20～30万円もらえるのかな、大きい金額でありますので、東京都に比べれば大したことないのかもしれませんが、一個人からすれば20万円もらえるか、もらえないかというのは結構大きい話なのかなというようにも思っていますので、その辺の状況は理解して了解したいと思っております。

ただ、またいろいろ声が出てくる部分もあるかなと思いますので、その辺は耳を傾けていただきたいなと思うところと、あとは、今回また2,500万円ぐらいに減らすということで、今年度のペースで考えていくと11月より大分早くにまたなくなるんじゃないのかなと、同じペースでいけばそういうことも想定されるということを考えたときに、今年度もいろいろ工夫して、ホームページ上には「残り幾ら」という形で記載していただいていたということは承知しているところでございますけれども、それでもうまくいかなかった方もおられると思いますので、できる限りそこら辺は分かりやすく、よりもう一歩分かりやすい形で

工夫を御検討いただきたいなと思っておりますので、そこら辺で一言いただいて終わりたいと思います。

○坂本環境経営課長 限られた予算でございます。先着順で受付をしております、これにはよい面も悪い面もございます。よい面としましては、先着順というものは速やかな機器設置を促すという点では効果的な一面がございます。この辺りも含めて、ホームページ等の公表につきましては工夫させていただきたいと考えてございます。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○はせべ委員 同じく環境基本計画等に要する経費のところでお尋ねしたいと思います。私がお聞きしたいところは07の報償費なんですけども、その中の環境シンポジウム講師謝礼のところで、令和7年度と同額で、令和8年度も計上されているのを確認しました。お聞きしたいところは、例年環境ひろばの参加者と一緒に環境シンポジウムを開催してきたと思うんですが、今年度は講師の方の関係で実施できなかったというところも承知しています。そこで、来年度はどういう形で環境シンポジウムの実施を考えているのかということを、まずはお聞きしたいと思います。

○坂本環境経営課長 現時点で、具体的にどなたを呼ぶかというような詳細までは詰め切れているものではございません。こちらは報償費としまして計上しておりますが、普及啓発事業全般をこの枠の中で捉えているような一面がございます。やり方としては講師の話を聞くという方法もございます。また、実際に手を動かして体験しながら学ぶというようなイベントも考えられます。このような中で、今継続的に事業者等と関係を築いておりますので、どのようなことができるかというのは、来年度予算は計上させていただいておりますが、従前どおりやる方法もちろん考えての予算計上でございます。ただこれにとらわれず、よりよい方法があれば、それは柔軟に対応していきたいというような考えでございます。

○はせべ委員 分かりました。まだ令和8年度のことなので具体的にはいうところで、普及啓発活動でも使っていきたいというような方向もあるというお話でした。

そこは理解しましたというところで、令和6年度の事務報告書を今さらながら見ているところなんですけれども、環境基本計画等事務事業のところでいきますと、地球温暖化対策の推進ということでゼロカーボン行動計画のところで幾つかの事業を令和6年度に、逆に言うと令和7年度も、これはどちらかという環境ひろばと一緒に、形は共催になっているかどうか分からないんですけども、日程も環境ひろばの日程のところでやってきたイベントと呼んでいいのか、こういった事業があったんだと今さらながら確認させていただきました。

今日聞きたいところは、今まで、従前は月1回環境ひろばを市民の方とやってきたっていうところを、もっとゼロカーボンの取組ということも含めて大きく広げて環境ひろばの中でもやっていこうと今年はしたのかなと、これは推測でしかないんですけどもそのように捉えたと、いろいろ建設環境委員会での報告もあったり、あとは環境ひろばの市民の方と懇談させていただいたりということも今まで、この何か月かありますけれども、市と市民と環境ひろばは、会則はありますけども個人参加でやっているという意識が市民の方にはあるというお話だったので、本当に市民の方と、今年度は事業所の人も含めた形でもととの条例に沿った形でやっていくという方向なのかどうかということを、私はそこはすんと落ちているんですけど、その辺の市としての御見解をお聞きしたいと思います。

○坂本環境経営課長 こちらは所管の委員会でも経過等は御説明してきているところでございます。条例の中では、市民及び事業者が集える場となっております。これまで事業者の参加がなかなかなかったというところですよ。令和7年8月の事例で御説明させていただきますが、環境ひろばという場に合わせまして、

N T Tの協力を得て親子でソーラーカーを作ろうという企画を併せて実施いたしました。これは事業者の参加はもとより、今まで環境ひろばはここ数年、参加者の減少と参加者の固定化というような状況が進んでおりましたので、より多くの人と出会うきっかけをつくりたいというような思いで実施したというものでございます。経過につきましてはこのような状況でございます。

○はせべ委員　経過の御説明ありがとうございます。その経過は承知していますので、今後はどういう形で環境ひろばを進めるのか、条例に沿った事業でするので環境ひろばは開催されると思いますので、今おっしゃったように事業者も含めてより多くの、今は会員の方、参加者の方の減少と、あとは固定化というところをもう少し広げてゼロカーボンを進めていきたいという、それは当然市としては取り組んでいただきたいと思いますので、市民の方としっかり協議というか話し合いを進めながらやっていっていただきたいと思いますので、一言いただいてこの件は終わりにしたいと思います。

○坂本環境経営課長　これまで御説明させていただいた経過も含めまして、12月の環境ひろば全体会という中で私から御説明させていただいております。市としては、いろいろな人に関わってもらいたいと考えてございます。とはいえ、ゼロカーボンを2050年の実質ゼロ、2030年の中間目標という時間がない状況下で、そちらのほうに注力していきますよという御説明をしてきております。そちらに対して、なかなかそれはとっつきにくいところがあったのか、市で主体的にやっていってはどうかというような御意見も環境ひろば会員の複数からいただいているような経過がございます。とはいえ、市としてはゼロカーボンに注力して取り組んでいきますので、そちらに関わっていただければ、より広がりが出ていい展開になるのではないかと御説明をしているところです。

今後どうするかというようなところも12月の環境ひろば全体会で御説明しております。条例で位置づけられた環境ひろばは残るということです。従前のように月1回の開催になるとは限りませんが、不定期になるのか、その他の人を含めてオープンハウスのようなもので実施するのか、イベントと併せて実施するのか、具体的には走りながら考えていきますよというような御説明をしているところです。また3月にも全体会がございますが、このようなことを繰り返し御説明していきたいと考えてございます。

○はせべ委員　終わりにしますと言ったのですが、最後、今の「走りながら」というのは、市民の方と一緒に走りながらと受け止めさせていただきたいと思いますので、一緒にどうぞよろしくお願いいたします。

○中山委員長　ほかにこのページで質疑のある方。何人かいますね。

このページで質疑のある方が一定いらっしゃいますので、本日はこの程度にとどめたいと思います。

明日は款4、衛生費、項1、保健衛生費、230、231ページより再開いたします。

本日はこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時52分閉会